古史傳

自第七段
至第十段

三

和書門
類 二〇二六一 號

内閣文庫
和書 類 二〇二六一 號

内閣文庫		
番號	和	20261
冊數		22(3)
函號	140	183

国立公文書館
National Archives of Japan

七

古史傳三之卷

神代上三之卷

平篤胤謹撰
男 鐵胤 續攷
孫 延胤

浅草文庫

於是二柱神議云。今吾所生之子不良。仍宜白天神之御所詔而。卽共參上而。具奏其狀而。

請給天神之命矣。爾天神。於太
兆卜相而。教之曰。因女言先立
之而不良。復還降而。宜改言詔
之矣。

於是は。上件の水蛭子と。淡嶋とを生給へる事を受て
文なり。○天神は。上に天神諸とありしと同く。初の三柱

天神なり。○御所は美母刀と訓べし。○白は。師云何れも
麻袁須と訓べし。仁徳天皇巻に哥に。母能麻袁須雄略天
皇巻に大御哥に。意富麻幣爾麻袁須など。此外万葉など
にも多く然あり。万葉に麻宇須とも有れど。そは乎を宇に写し誤れるか。何にまれ宇と云は。音
便に頽さるなり。○参上は。師云麻韋能煩理氏と訓べし。凡て参
を古は麻韋と云り。参入を麻韋琉。麻韋伊琉の約りさるなり。後世此仮字に麻
伊琉と書くは誤りなり。参出を麻韋傳。参來を麻韋久と云類なり。此麻
章を。後りは多くは麻宇といへり。参出を詣といひ。参上をも麻宇能煩琉と云類なり。みな例の音便に頽れさる
れなり。○具は師云都婆羅迦邇と訓べし。此は万葉十九に。都
婆良可尓今日者久良佐禰まさ三に淺茅原曲ゝ二物念

者はた十八に可治能於登乃都婆良々々爾はた一に。委曲毛見管行武雄また九に委曲爾示賜者などあり。曲々委曲など。今本む訓を誤れり。古事記中に所々ある委曲ノ字も。如此よむべし。都麻毘良加と同言なり。舒明天皇ノ紀に。曲挙ともあゆ。はた麻都夫佐通ニとも訓べし。此ノ語は。八千矛ノ神の御歌に見ゆ。都夫佐の都夫と。都婆良の都婆とは一つなり。○奏其状とは。御柱を廻り給ひしより。水蛭子淡嶋れど成生給ひし状まで成。一つ一つに奏し給へるを云ふ。是を以て具とは言へり。其は師説の如く都夫佐の都夫は都婆良の都婆と一つにて粒々を圓く放れたる物の状を云より出たる語と聞ゆれぞなり。其は沫に都夫立と云ひ。圓を都夫良と訓む字を以ても知べし。○請給天神之命とは。師云。上ノ件の状を云々と。天神に白給ひて是如何なる故ぞ。なほ如何にし侍むを伺ひて。其ノ詔給ふ命を請給ふなり。抑々万の事に少も己が私を用ひずて。唯天神の命に隨に行ひ給ふことは。道の大義なり。此ノ二柱ノ大神すら猶如此有けるを。況て後ノ世の凡人をして。努己が私心もて。ちかし所莫爲ぞ。○大兆は古事記に布斗麻邇とあるに依て訓べし。太兆と書る字は。天神ノ壽詞に依れり。兆ノ字のことも。下に云べし。太麻邇とは。神の御心を問奉る卜事の名なり。言ノ義は師説に。太は太詔戸。太玉などの太にて。稱辭なり。麻邇は如何なる意にか。未思ひ得ずと言

れしを信友説に任の義にて麻々と云に同じけれど万葉の歌どもに麻邇麻とある麻邇と同言なれば。麻迩は任字の義なるをと。仁明天皇紀なる興福寺の僧徒が長哥に事乃任万爾もあり。これ任を麻迩と訓り。斯て麻々と同じき由も釈紀に麻迩者麻々也と既く云へり。まさ万葉に麻迩麻とある。下なる麻も逢ばを逢ばて。徴ばを徴ばてと云る如き格にて。言の調に添さるなり。又古戈麻迩麻迩とも云下の迩も辞にて逢まに徴まになど云に下の二と同じ格なり。さて麻邇てふ言の本は。麻の一言なり。任字の義あり。其も任く任け任かばれど。活用かし云にて曉るべし。麻々と云は。それ麻を疊さるなるらむ。まさ麻迩麻の迩れ。省りさるにもあるべし。はた麻邇を麻知とも言ひて。此も同言なり。邇と知とは同韻の音なれば然云るなるべし。はた麻も上に云る如く。任は一言にて其に

知と云ふ言を添さる言にても有るべし。其も卜事を掌れる神の名を久慈眞智神といひ。まさ釋記に太占讀太町とも有ればなり。神代紀の太占の舊訓にフトマチと有るも古言の遺れるか。此釈記に據さるなるの。なほ言はく。神名式遠江国佐野郡に己等乃麻知神社とあるを。文徳天皇紀嘉祥三年の下に。遠江国任事神と書れたるも。任事といふ義を書るなるを以て。麻邇。麻知。麻々同言なるをもを思ひ定むべし。これは後の哥文どもにも。此社を倭コトノマヽと云へ。いと多かり。麻邇に兆字を書ことは。漢国にて卜兆て出る方のしを兆と云ふ。其意を取て當さるもれなり。今云。麻迩に兆字を當て書るに就ても。紛はしき説どもの多かるを。信友精しく辨へされど。其も此を得ものせざるなり。抑世間の事

状は坐して神の御心に依て行はるゝ故なり。其神々の御
心を問ひて其御心の任に行ふ事なるが故に。此事の名
な。太麻邇とは称なり。太としも美称に由は神の御心に
満足ひ大なる義にて。称たるにて。其は万葉に。眞木柱太き
心など有る太の意なり。汎に美称たる言とのみ思ふは
精からに。麻邇てふ言に調せて心得べし。今言にも。太き心の人など云り。

但し悪き人の心を專と云なれど。其は悪き方に心の太きなり。古言に太某と云るに。心を認て見べし。何にまれ。其さして云物の満足ひ大なるを云り。

○卜相而は師説に宇良閉氏と訓せし。万葉十四に。武蔵野爾宇良敝可多也伎とあり。宇良閉
は宇良阿閉にて。その阿閉は令合の約りたるなり。阿を省く

例常多し。殊に是は。良に阿韻あれば、ちらなり。令合を阿閉と云る例は。雄略天
皇巻の大御歌に。麻那婆志良袁由伎阿閉と有る是なり。鶺鴒尾行合せなり。なほ此格は。従はせて伐従へて。違はせてを違
へて。集はせて伐集へてと云類多し。されば宇良閉氏は。
卜令合而と云ことなり。書紀にも。卜合と合の字を添て書れたり。凡て古書に
卜をある其所の使様に因て。言の活き変るなり。其は
於宇良と云は。其事の体言なるを。其宇良を為るを用言
に活らしては宇良布と云ふ。古き宇良阿波須てふ言
なるが。阿を省き波須を約めて布となれるなり。如此て
其本の言の合は。合さむ合せなどゝ活く故に。約りた

爾布も活きてり。宇良波牟、宇良閇なども云れり。なほ其用言は宇良閇を居て體言に為さるも有り。万葉十五に保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖とある是なり。こは乎と有れども體言なり。此例も。哥てふ體言を活らして。歌にとも云を。又それを居て。謠と體言にも云が如し。今引く哥の宇良敝の敝を濁りて。卜部と心得るは誤なり。卜部も卜を業とする人の部を云て別なり。思ひ混ふべからば。なほ宇良那布とも云ふも。一ッは活かし格なり。万葉十一丁。玉梓路往占占相云く。こは賂をする故麻比那布。商をこ爾を阿伎那布。荷を爾那布と云ふ類にて。卜を為るを云れり。此外行ふ。養ふ。呪ふなども。那布てふことを添て云る言多し。皆同じ意なり。さて右は宇良布と宇良那布と。事は同じかれども。言は本も別なり。

思ひ混ふべからば。此も宇良那比氏と訓むも悪からねども。相字を加へたるも。阿閇の意なり。右の万葉は占相の相は。同じ借字は中にも殊に軽く用ひさる物にて。彼集は常なり。此の相字は借字なれども。阿閇の意を取て書れども。彼とは少し異なり。また僧尼令に。卜相吉凶とあるは。義解に。灼亀曰卜。視地曰相とありて。其意異なり。偖まさ卜を為て。兆に見はし出さるを宇良阿布と云ふ。漢文に是を卜食と云ふ。此方にも此食字を借りて書り。なほ此食ノ字のことは論あり。垂仁天皇ノ巻に云べし。さて上は宇良布は此方より合ふ事を為るを云ひ。是は彼方より合ふなり。此令合ども。合とは別字をよく辨ふべし。さて其宇良阿布にも。まさ食卜と。卜食との別あり。凡

て此卜てふ言の活用多くて。古書の訓に混はしく誤れる事も多かる故に。見む人の煩からむも思ひて。長々と云ふなりと有り。篤胤さきに成文を板に彫さする頃も。此師説を信られ思へる由ありて。卜相而と訓でしかぞ。後によく熟くに考へ讀て。此説に從ふ事ともありなり。もちて宇良てふ言の義は。信友云。宇良は裏にて。表に見はれぬ心を云ふ言なり。漢籍に心裏。また裏とのみ云へることも有る心ばかりに。自ら似たり。万葉の歌詞に。宇良泣。宇良待。宇良戀しけれど。猶宇良云々と云へる言の多かる宇良の意を思ひ合せて。卜はもと心裏を出さる言なる我曉るべし。また大江匡房卿の哥に。香山のはゝのぐ下に宇良とけて。肩ぬく鹿の妻恋なせそと詠れし宇良とけても。心解るにて。其心裏てふ言に卜をかけて詠れしなり。また宇良と云ふは。

斯多と云ふも其意大かた同じ。其も万葉に。斯多待。斯多泣。斯多思などの類。斯多云々と云へる言どもを思ひ合せべし。宇良と云ふも斯多と云ふも。大かた表に對ひて云ふ言と聞えたり。と云へる如く。心裡を問ふ事なる故に其我やがて其事の名に轉して宇良といひ。此事をはさに宇良と云しは。万葉十四に。告らぬ妹が名。宇良に出よれなり。二巻に。大津皇子の哥に。津守が占に告むとも云々。此外にも猶あり。また其事を擬ふこととに活かし言ぬと。上に擧たる師説の如し。凡て言の活用のまゝに。自然に用言の躰言となり。其躰言のまた用言と成れるとと多かるを。人皆常に其言を用ひながら。然る事とはでも得知らば在るも。是ぞ謂ゆる言靈の。いとも妙なる所にぞ有ける。もちて宇良閉とは。太麻邇の事を行ひて其事に神の御心

を合せて窺ふよしなり。其は垂仁天皇巻に於二太兆一卜相而求二何神之心一とある意にて悟るべし。なほ此事は、かの御巻に委く注ふを見て知べし。さて此なる太兆は何様の御卜なりけむ。傳へなくて知べき由なし。是より後に。鹿の肩骨を焼て卜ふ事をも。太麻邇と云ふ故に。此の御卜戝も。彼と同じ様の卜なるべしと思ふも有べけれど。此の御卜は。決めて鹿卜には非ずかし。其由また鹿卜の古事は、第五十二段の傳に委く注ふを見べし。師云中古よりは。万事漢様になれるから。卜はたゞ神事にのみ用ふる事になれゝど。上代には。万の政にも。己さかし心を用ひず。定め難き事をば。皆卜へて。神の御教を受て。行ひ給ひしこと。古事記書紀。それ外にも多く見えたり。今天神すら如此くなるをや。

○或人疑ひて問けらく、異神の卜問ては、皇産靈大神の御教を受給ふなるべけれぞ謂れたるを。今此天神は卜へ給ふは。何神の御教を受給ふことぞ。篤胤答、皇産靈大神と申せども。知給はざる事もありて。其知し看ざる事は、異神たちに問て決め給ふ徐となり。そを譬へて云はゞ、種々の事と物とを。各々其々に持分て知きる人々を多く臣に持たさらむ君のあるに。他よりは彼事はいかに。此事はいかにと問はまほしく思ふに。誰は何事を知り。彼は何事を知たりと云こと。他よりは知られざる故に。其君とある人に問ふを。其君たる人の。彼事は此が知り。此事は彼が知れりと。某々に問ひて、其とふ人に教ふるが如く。今皇産靈大神の卜問給ふことも。是に准へて想像り奉るべし。其も此時いまだ。神の多く御座さゞる頃なれど。猶上に天之御中主神坐まし。天之底立神。葦牙彦舅神。国之底立神。豊斟野神など坐せば。此等の神たちに問給ふなるべし。但し此は。現に人に物問ふ趣なるを。其問ふ意ぞすも同じかれど。卜問は。古く現にも問るれば。太兆の事を為て。其兆に

に見えたる状ありて。其の由なし。其神の心と知るこそある故なり。心問とは云なり。かくて其卜事の兆に。其事を知給ふ神の御心の見るゝぞも。最も奇しく靈しき事にて。其御心の見れ給ふ神も。御親も。問はなくとしも所知看さぬを。其御心の見はれて。其問ふ事の知るゝは。是ぞ宇良事の。いとも妙なる道理なりける。猶委くは第五十二段の傳に説くを見て知べし。○教出日は。袁斯閉多麻波玖と訓べし。教は日本紀竟宴歌に。袁志幣。和名抄に乎之閉も有て。袁志布と活く言なれ。其本は愛育むをもて出たる言には非ざるなり。○因女言先立之而不良は。師言の如く。上に伊邪那岐命の。女人先言不良と詔へるは。女の言先こその不良なるを此は生給へる御子の宜からぬを指て詔ふなれど。因とあるを以て辨ふべし。同語ながら指事異なれ。思ひ混ふべからず。○宜改言は。師云俗言に。いひ直せと云こそなれば。不祥御子を生坐るは。もはら彼唱和の次第の亂に因てなれど。御言の罪なり。故かく詔へるなり。言とあるも心を著し。上なる復も。まさ再の意にて。言と云へれど。にて此段の大なるの趣を取總て。れに委曲に云むには。まづ初に二柱神。天之御柱を行廻り給ひし時に。女神の言先だち給ひしは。女男の理に背ける故に。男神惡まして不良と詔へり。女男の理とは。そのかみ男神女神の生坐せるに。男神先成坐て。女神は次に成坐る。是天地の始より。女は男に後れて從ふべき理にて。今に至るまで。自づから然なり。さるは甚く深き故ある事なるべけれど。人の得測知ことにも非ずかし。にて然女男の理に違へるを。不良とは所思し看

なから。其故に。悪の御子生坐むとまでは。思ほしも懸ず
ありて。即御合坐しに。水蛭子と淡嶋を生給ひき。此御子御
心に叶はざりし故に。悪みて不良と詔へり。上の不良は。女神の先言さりひしを悪みて詔ひ。此の不良は。御子の悪きを詔ふ事て。本より別事なり。言の同じきに依て。思ひ混ふべからず。
されど是は彼女神の先言たまひし故に。如此ぞとはで
も猶得さゞりし給むを不審さに。天神の御許に参上りて。
其状を申し給ひ。不良子の生れつるは。如何なる故にか。
れは如何為て吉からむと命を請給へるに。天神たちも。
猶御心とは定め給はずに。太麻邇にト相たまひてぞ。
其故をも知られざりしなり。凡て神の御上の趣も。何事も後世のさかしら心もて。猥りに論ふ惑き物には非ざるを。世の神道者流の説にも。女の先言るも。陰陽の理に違へる故に。不良子生給しなりと。事もなげに云へれど。然さとり易き事ならむには。此大神のいかでか暁り給はざらむ。不良御子生ませる由緒は。天神たちの御心にすら。容易くは定め不得て。トへ給へるものをや。其故と知られて後こそ。女の先言しが不良と。御子の不良と貫きて一なき。いまだ其由緒の知られぬ前は。彼は彼。此は此にて二なれきむ。彼不良を所知めしれざらも。此不良御子生坐むとは思ほし懸ずて。御合坐しなり。然るを凡て事の跡を見。或は其所以しられて後に。其吉凶におきて。固より然ある惑き理を。まざきちめ知がはに云ふも。漢意の僻にて。いとをこなる事ぞかし。後にいへるぞ。理は何さまにも云はるゝものなるをや。また或人の説に。不良子の生坐しは。女神の先言ちさまひし故と云ふとは。本より覚り給へれども。なほ天神の命を請たまふは。事を敬み給へるなりと云るは。弥猷意なり。若自ら是をさとり給ふほどならば。初ちめ理に違へることを知ながら。御合坐るも何ぞや。當時即言改め給ふべき事なり。まさら悪きを改めむは善ことなるを。其字さへなほ敬みて。天神に白し給ふほどならば。其初に甚

く不良きことゝ知りながら。即御合坐るは又何ぞや。重く敬むべき事をば敬まで。はしも非ぬ事を敬み給ふことぞ有ばくも非ず。凡て敬ふも事にこそあれ。其を道の旨と云ひなれは私言なり。また或人の。其始めに不良まで知りながら。御合坐るは御過ちなり。されどそを速々く改め給ひ。斯て有るぞ大神にも坐しける。と云も亦さかしらなり。後に。これ太兆の事に就て。考へ得る説なり。其は赤縣太古傳。また太昊古易傳にも委く注せれど。此に云はず。その書どもに就て見るべし。

故二柱神。即返降坐而。改而。伊邪那岐命者自左。伊邪那美命者自右。往廻其天出御柱而。遇出時。伊邪那岐命先唱曰。阿那邇夜志愛袁登賣袁。後妹伊邪那美命。和曰。阿那邇夜志愛袁登古袁矣。如此言竟而後。御合

坐而。御産之時。先以淡路穗之狹別島為胞而。生給子大倭豐秋津島矣。亦名謂天御虛空豐秋津根別。次生給伊豫之二名島矣。此島者。身一而面有四。每面有名。故伊豫國。謂愛比賣。讃岐國。謂飯依比古。粟國。謂大宜都比賣。土佐國。謂建依別。次生給筑紫島。此島者。身一而面有五。每面有名。故筑紫國。謂白日

別豊國謂豊日別。火國謂速日別。日向國謂豊久士比泥別。熊襲國謂建日別。次生給壹岐島。亦名謂天一柱。次生給津島。亦名謂天狹手依比賣。次生給

隱岐出三子島。亦名謂天忍許呂別。次生給佐渡島矣。一傳云。雙生隱岐島。與佐渡島。世有雙生者。象此也。故此八島。因先生坐出國而。稱大八島國也。

返降坐而は。天神の御所より返て。於能碁呂嶋に降給ふなり。○此語古事記中に。所々に見えたり。○改而云々は。前に御柱廻り爲給へりし様を改めて。伊邪那岐命は左上より立御して。左より廻坐し。伊邪那美命は。右下に立御して。右より廻まし。御柱の前にて。御面を會せ給ふ時の御言も。伊邪那岐命先に唱たまひ。伊邪那美命後に和給ふなり。古事記には。前の御柱廻りに男神は左より。女神は右より廻り給ひ。今度も更に如先行廻り給へりとあるは。甚く誤れる傳なること。第六段の傳。また徴に。も既に云へりき。抑左は男の位にて尊く。右は女の位にて卑きをは。天之御中主神高天原に事始めて。女男の御祖二柱の産靈大神を生給ひし時より。神隨に定まり

る眞理にて。伊邪那岐伊邪那美命は。其産靈の御徳を承施し給ふなれば。亦その眞理の隨に。何事にも其本位を違へば。行ひ給はでは得有まじき道理なるを。先にぞの本位を過ちて。女神を左上に立て。男神は右下に立て廻り給ひ。その御唱和の先後をも過ち給ひし故より。不良御子を生給へるを。今度は改めて。本位の隨に行ひ給へる故に。其生給ひし國々。また神々も。皆宜しき御子なり。然して其成始め給ひし物ども。天地人物は更なり。國にも山にも男女なり。活をし生る物。成とし生出る物の盡。草木に至るまでも。左右男女の眞理の自然に具はる事は。

最く奇しく。妙なる事の至極にぞ有ける。其は天地に男女の理の具はきる事は。誰も観はましに知られ。人また活とし生る物に。男女の形具はれるは。更にも云ず。譬へば鳥の雄は左羽を上に畳み。雌は右羽を上になし。介類をもて云むには。鮑螺などの如き。牡貝は左に巻き。牝貝は右に巻き。草木また男女あること。実また茎葉の状にて髄に知られ。譬へば稲また芋の如きも。男は其茎左に纏ひ。女は其茎右に纏ふ。また火神は男神に坐すが故に。火炎は左に上り。水神は女神に坐すが故に。水の八百會など。水のう於巻き落るに右に同り。風神は男女二柱なる故に。飈の吹くに左右あるが如き。最も奇しき事ならずや。揔て万物に左右男女の真理を具ふること。已早くかの其状言難しとある一物に天瓊戈を挿下して国土を成立給へる事を。此の二神の左右を論ひ給ひし事とに依り。また漢土の古傳。印度の古説をも参考へて本注の如く記せり。しを門人宮負定雄と云もの。己が其考へに依て。普ねく万物の男女左右を考へて。万物牝牡考といふ書二巻残著はし。図をもかき。此の小注に記せる事どもをも記せり。委しくは其書に就て見べし。猶国まさる山にも男女ある

事は次々に云を見べし。○御合坐而は。卽上に云る美斗之麻具波比れり。聖武天皇紀の詔詞に伊波乃比賣命止御相坐而と云り。○御産之時は。美古宇麻須時爾と訓べし。御子を生むと云ふ義とは稍異なり。産をコウミと訓みて。御を添たる意なり。其心ばへに読べし。○先以淡路穂之狭別嶋爲胞而は。ゐお師説に。淡路穂之狭別嶋は。南海道の淡路国なり。和名抄に。阿波知。應神天皇紀の大御歌に。阿波旋辞摩とあり。後に国となりても。なほ淡路島とのみ云ひならへり。隠伎。佐渡も然り。名義は。阿波国へ渡る海道に在る嶋なる由なれり。京路。山跡路など云は。常なる中にも。万葉に築紫路。土左路とも詠み。また山跡道之島とも詠されば。阿波路之島うたがひ無し。また津島の名の意も似たるを思へ。さて次の国々の例に依らば。生子淡道嶋。亦名謂穂之狭別と有

なきを。此嶋のみは。古へより亦、名をも引連けて唱來しなるべし。穗之狹の意未思ひ得ず。されど強て云はゞ。始て生坐る島なれば。稲穗の先出坐るに准ひて。穗之早の意か。早蕨早穗などの早なり。別は皇子たちなど此御名に多し。其事は。景行天皇巻に云ふべし。式に出雲國出雲郡比古佐和氣神社あり。由は狹別の例なりとあり。此もさる説なれど穗之狹別とは。此嶋は餘の嶋々ど異りて大倭國を生坐る時の胞と爲て。生給へる嶋なる故に。穗之と云にや。然るは人の生るゝ状に准ひて思ふに。胞は臍に。穗の如く著たる物なればなり。また狹別の狹は早にて。此嶋は御子の上とある。大倭國の胞にて最初に生別りければ。早別とは云なるらむ。此島の名の別は。皇子たちなど此御名に多かる別とは。異なるなくぞ所思ゆる。胞は。其假字古書にいまだ見當らず。故神代紀に。エと訓るに從へり。またエナとも訓なれど。此は俗言にちかし。其は舊事紀に。先生大八洲。兄生淡路洲。謂淡路之穗之狹別。とあるを見れば。兄と同言と聞ゆればなり。胞は。腹内にては。子を包みて在るが。子の生るゝ時に破裂て。子とめは後に出る物なれば。子の産のいと軽きは。子も胞も共に出るも多かれど。大倭國を生給へりし時も。しか有けむ故に。此を延と名けたるか。此島の西北辺に。今現に胞島といふ名の小島あるは。淡路島を。古くは胞島と称りし名の。其小島に遺れる物と知べし。さて大倭國を生給ふにのみ胞の由と有りて次の嶋々を生給ふ處には。胞の事を云ざるは。省れる傳なり。實は次なる嶋々を生給ふ時も。みな胞の有けむ由と決られれば。其邊々にある

小嶋どもは中には。其胞なるが必有べし。はた御子上たる大倭国の最大なる嶋の胞と有しらば。餘の嶋々は胞よりは殊に大きくは。た大倭国は国てふ国の中に貴かるに合せて。其胞たりし淡路嶋をも後には国と立られけむ。師説に。以淡路洲為胞とある。神代紀の傳を論ひて。は。名の似たるから。混きたる傳なるべし。と言れたるは。胞をば子の数にも入たるぞりしの益なき物に思はれたる様にていかゞなり。二柱ノ神。前には女男の理に違へる御過ありて。不良御子を生坐るを。こたびは理正しく改言ひて生坐る故に。それ生坐る島々も。皆宜しき島々にて。其生坐し時も。正しく胞を為して生れにけむ。如此きやむごとなき傳の。古事記に洩たるは遺憾きを。書紀の於とえて漢文を飾りて書きたるに。胞の事を云る傳を四於まゞ書傳へられしは。最も歎ゞしき事なり。

○大倭豊秋津嶋。大倭は意富夜麻登と訓べし。（そは和名抄に。大和ノ於保夜末止とあるを以て知るべし。）さて其大倭ぞいふは。長門の岬より陸奥の末まで海を隔てゞ連れる大地を云ふ。然れども其夜麻登と云名は。もと畿内なる大和一国の名なるを。神武天皇此国に大宮敷坐るよりして後此御代々々の京も。みな此国内なりし故に。自から天下乃大名にも成たるなり。（加茂翁の万葉考に別記に。夜麻登と云は。もと山ノ辺ノ郡倭ノ郷より始れる名なり。と言れたるぞ然らば。此名は固より一国の名なるを。彼ノ郷ノ名は。後に倭ノ大国魂ノ神の鎮リ座るによりて。とり分て一国の名を負せて。其ノ郷をも倭と云りと聞ゆ。今世に。伊勢の国内にても。大御神の宮の辺の里をさして。殊にうちて伊勢といふぞ。同じ心ばへなり。）夜麻登と云名は。邇藝速日ノ命此天降らしゝ時に。虚空見倭国と云へる古

語ありて。神代よりの名なり。まさ其より前に。八千矛神の御哥に。夜麻登能比登毛登須〻伎と有れども。そは此国の名を詠〻給へるかは非ず。第九十九段の傳に注ふを見るべし。かくて神武天皇は。此国に宮敷坐せるに依て神倭伊波禮毘古命と。大御名を稱奉れり。然るを却りて。此大御名より起りて。国の名とも成れりと云ひ。或は神代より天下の大名なりしを。神武天皇の御代よりして。分て帝都の一国の名にも成れりと云るもみな誤なり。さて夜麻登といふ名義は。神武天皇紀に。天皇の御言に。此国の事を青山四周云〻。古事記に。倭建命の御歌に。青垣山籠れる夜麻登し美し。と詠み給へるを始めて此国は山の周れる中にある事を云へれば。夜麻の山なるゆゑは論なし。登は都富の約りたるにて。山都富れる處

し。都は例の之に通ふ助辭。富は字は假字にて。總て物に包まれ籠りたる処を云へる古言なり。然れば是まさに山の周れる由をもて負る名なり。古言に。ふゝまる。ふゝはる。又ふふどもなど云るも。布と保とは通ふ音にて。含まり籠れる意。まさに懷も。今伊勢人などは。即ふところとも云て。此も衣に包まれ籠れる所を云ふ。中昔の言に。山ふところと云るも。人の懐に譬へたるにも非ず。たゞ山の籠れる地をいふ意なり。なほ委くは景行天皇ノ巻に。夜麻登波。久尓能麻本呂波云〻と有る御哥の処に注ふを見べし。さて秋津嶋と云ふ名義は。神武天皇紀に。腋上の嗛間丘に登り国形を廻望ませる所に。曰雖内木綿之眞迮国猶如蜻蛉之臀呫焉由是始有秋津洲之號也とある大詔より起れる名にて。是も畿内なる大和の国内の地名なり。腋上も。嗛間丘無み

な相近き所にて。大和ノ国葛上ノ郡なり。斯て此ノ地は。孝安天皇は百年餘り。久しく敷坐せし京師なるら。秋津嶋倭と連ねて云效ひ。其倭に引れて。遂に天ノ下の大名にも成れるなり。然るにかの神武天皇の。国形を御覧して。蜻蛉の臀呫せるが如しと詔へるを。或は天ノ下の事とし。或は大和一国の事とれるのら。此秋津島てふ名をも。伊邪那岐命の御時より。天ノ下の大名なりと心得めれど然には非ず。そは国形を廻望となるを思ふべし。最も廣き天ノ下の形状は。嘸間丘とも一目にて。争でか見えさし給ふべき。まさ内木綿は真迮国と詔へるも。狭き国と云ふ事なるを思ふべし。国形とあるに就ては。なほ疑ふ人も有ぬべけれど。古へは後の郡郷なるなどは成れるほどの地をも。某国と云る常の事れきぞ。何事かあらむ。さて此に生給大倭豊秋津嶋となるは。大倭も秋津嶋も。天ノ下は大號になり。て此後の世より云る語にして。神代の當昔の言には非ず。抑神代より。大八嶋国葦原ノ中国など云しに。其號を擧ずして。生大倭とも云るは如何といふに。彼ノ二ツの號は。八洲を總たる大號なるに。此はその内は七洲を除きて。一洲をいふ所にて。此ノ一洲の大號は別になき故に。姑く大倭とは云へり。夜麻登は。一国は名なるが。天の下は大号にもなり。まさ一国の内にて。わきて京師をさしても云て。廣くも狭くも用らるゝ號なるが故なり。そは筑紫と云ふも。伊豫といふも。一国は名なれど。を。九国。四国の大名にもして。筑紫洲。伊豫之二名洲など云る例に同じ。凡て本は狭き名の。後は廣くなる例多し。出羽加賀なども。本は郡の名なりしを。取て国の名と爲られたること。国史に見え。其外にも猶多かり。斯て正しく秋津嶋倭を大號とせるは。仁徳天皇紀に。河内国茨田堤に。鴈が卵子産るを。建内宿禰に其事を問はせ給

へる大御歌に。汝こそは。世の長人。秋津嶋。倭の国に。雁子産ときくや。是に答へ奉れる歌にも。秋津嶋。倭の国に。雁子産を未聞かずと詠れたり。古事記には。天皇日女島に幸せる時。其島にての事と為たり。日女島は津ノ国に有り。何れにまれ。大和の国内にも非らず。雁の産むことは。凡て皇国にては珍しければ。此夜麻登は。正しく天下の大號なり。上ノ件の説は。師の国号考をとり。約めて。まづ己が言をも加へて。目安く載せるなり。委くは国号考に就て見べし。また夜麻登といふに。和ノ字倭ノ字などを用ふる由をも。国号考に見えたるが。倭ノ字の事は。己が皇国異称考の附録に説を用ふべし。さて後には。この八嶋を總ぶる大號にも云へど。此にては。長門の岬より。陸奥の末までを係たる號に用ひたるれることと。上に云るが如し。思ひ混ふべからず。

○天御虚空豊秋津根別この天は阿麻都と訓べし。師は万葉五に。久堅能阿麻能見虚喩。と有るに依りて。阿麻能と訓れたり。本より都は之に通ふ例なれど。其訓に從ふべきが如くなれど。所のさまに依りて。阿麻都と云へど。虚語にきこえ。阿麻能といへど。実語に聞ゆる事のなきに非ず。其は師の引れたる。右の五ノ巻なる哥詞は。実語に聞ゆるを思ふべし。此は必ず虚語ならずは有まじき所なる故に。阿麻都とも訓るなり。師云此名は。天照大御神の所知看す高天原に準へて。天皇の大坐す京師をも天とする故に。其意もて称しにや有む。万葉十三ノ巻に。久堅之王都とあるも此意なり。大倭も秋津島も。京方を本として云る名なれど外り。また彼虚空見倭といふ古語の由などにや有む。根は例の尊称なり。○伊豫之二名嶋。師云こは。阿波。讃岐。伊余。土左の四国を總ぶる名なり。後ノ世四国といふ是なり。万

葉三に。白浪乎伊與爾同之とあるも。四国を総て云へると聞ゆ。これ本も一国の名なるが。大名となれること。筑紫の如し。二名は本より大名なるべし。此名義は。名も借字にて。二並なり。應神天皇紀の大御歌に。淡路嶋。異椰敷多那羅弭。小豆嶋。異椰敷多那羅弭。豫呂辭枳嶋〻。これも淡道と小豆嶋と並べるを。詠給へるにて。此の二名嶋の事には非ねど。二並てふ言の證なり。万葉九に。二並筑波乃山とも有り。さて此嶋も。飯依比古と愛比賣と男女並び。建依別と大宜都比賣と。また並べるを。二並と云り。此島東より見れば。讃岐の飯依比古と粟の大宜都比賣と二並なり。西より見るも。土左の建依別と伊余の愛比賣と二並なり。北より見るも。南より見るも同じ。故に男女の名を負せて。二並島とも云ならむ。また万葉六巻に。土佐国に行くことを。刺並之国尓出坐とゝ然るは。別意か。まさ是も二並の意にても有むか。今俗に。二人相對ふを。さしむかひと云ふ。まさ二人して為ことを。さし。と云を思ふべし。○今云。土佐国の教子。吉田正準云へらくは。刺並之国云〻の哥も。並之は間に土佐てふ言の脱たるにて。刺並も土にかゝる発語なり。其も刺並の鄰とゝ然る哥にても知べし。と云へる。信よ然も有べし。また伊豫をも本より大名とせば。彌の意にて。彼御歌の語の如く。彌二並嶋なるべし。いやをいよとも云ふ。今伊余の海中に。大二島と云へり。大二島大明神の社もそこに在り。二名島は是なりと。国人も云ども。信られぬ。其も越智郡なる。大野神社なるを。唱へ誤まるには非ぬか。○此嶋者。身一而とは。四国一嶋なるを云ふ。○面有四とは。師云四に分なるを云ふ。其は各〻国名の分ちたるのみにも非て。本より嶋の形の四に分れたる勢あるなるべし。○偖こそ四国に

は分れ〻然。たちて如此人に準へて。身と云ひ面と云ふ。次に三子嶋兩兒嶋なども云ひ。はた山にも頂腹御富登なども云類なり。面は游母と訓べし。（淤母と云は。後を宇志呂と云ふが如し。）万葉二ニ讃岐国は云々。天地日月と共ニ満行む神の御面と然るは。此処を思へるなれど。（昔はかくのこそ然にも。古への傳言を物しける。後世は只俗意をのみ思ひて。古の雅を忘れさることぞ浅ましけき。）◯伊豫国はまさ伊余と母書るが。後には伊豫とのみ書效へり。師云。此は伊豫郡より出たる名なるべし。（其例多し。）神名式に彼郡に伊豫神社も有り。同郡に伊豫豆比古神社と云もなり。（また地名より出たる神名なるべし。）◯愛比賣は師云。兄弟の女子は兄比賣弟比賣と云例多かれど。此国は女子の始の意にて。兄比賣なり。（皇極天皇紀に。長女とも有り。伊勢国多氣郡にも。兄国弟国てふ村の名もあり。）まさ伊豫を元とせの大名にして見れど。彼大御歌の如く。彌二並宜嶋々は意にて。愛は宜き意なり。（吉を愛と云は古言なり。上の愛袁登賣のなぞひれど。）比賣は比古に對ひて。女を美て云稱なりて。比は産巣日などの日べ意なり。賣は女なり。（書紀には。凡て比古に彦字。比賣に姫。また媛字を用ひられたり。其は大抵皇胤の女子は姫字。他姓の女子は媛字を書れたり。）◯讃岐国。師云。和名抄に。佐奴岐。（岐は古は濁ていひしなり。◯今云。師はかく云れたれど。続紀四十巻に。紗抜と有り。是に依れば濁るべからず。故今も清て訓り。）この名義未思ひ得ず。強ていはゞ古語拾遺神武天皇御世の事どもを云る所に。手置帆負命之孫。造矛

竿。其裔今分在讃岐国。毎年調庸之外。貢八百竿。是其事等證也と見え。臨時祭式に。凡桙木千二百四十四竿讃岐国十一月以前差綱丁進納とある。是に因て思ふに竿調国の。乃都は奴と切り。手を省れるなり。郷有り。古の説に依りて按へば。竿神木国ならむも知べからず。神名式に。大和国廣瀬郡讃岐神社あり。和名抄に散吉郷見ゆ。陽成天皇紀に。元慶七年十二月。授正六位上散吉大建命神。散吉伊能城神。並従五位下とあり。国に由縁ある神か。はた国名義とは異なるか。考ふべし。○飯依比古。師云。鄰の粟国を大宜都比賣と云へば。飯もそれに由あるか。鵜足郡に。飯神社あり。式に見ゆ。依は余呂志比切れるなり。委くは。玉依毘賣命の下に注ふを見べし。比古は男を美て云稱にて。比は上に

云るが如し。古は子なり。○粟国。師云。即阿波国なり。粟は。神代紀にも粟田と云ひ。神武天皇紀の大御歌にも。阿波布をよみ給ひて。古へに殊に多く作りし物なり。万葉三にも。春日の野辺に粟種ましを。と詠なり。故粟のよく出來る国なれる故の名なるべし。和名抄に。唐韻云。粟。禾子也。和名阿波。とあるは。粟字に於きさる義なり。漢国にては。あなに物多。凡て粟と云ことも有る故なれど。されど皇国にて粟と云ゝ。一種の名にて。總てにも通らぬを。禾子也と云に注を引ながら。和名阿波とせしは。順朝臣の誤なり。古語拾遺に。求肥饒地遣阿波国云々。古は穀麻を殖む爲なれど。肥地ならば。粟もよく登るべし。伯耆風土記に。相見郡。郡家之西北。有粟島。少日子命蒔粟。秀実離く。故云粟島也。これも粟の島の名となれる。思ひ合すべし。○大宜都比賣。此名も粟に依れる名にて。宜は食。大食と連

きて潟る故に。潟音の宜を。都は之に通ふ助辞なり。なほ書さり。キと訓むは非なり。第十三段。豊宇気毘賣神の下に云を見べし。○土左國。和名抄に。土佐郡土佐郷あきなめ。其をこそ出さる國名なるべし。神名式に。此所に都佐坐神社あり。此は當國の風土記に。有土左高賀茂大社。其神名爲一言主尊と云る社にて。一宮と稱ふを。此郡に此國へ舟入る〻水門あり。其門いと狹き故に門狹と云しが。郡鄕の名となり。國の名とも爲さるかと。吉田正準が云へる然も有べし。師説に。土佐大神の名を。一言主神と申しを。此神雄畧天皇の御世に。現れ坐て。自から言離之神と名告給へるに因て思ふに。土左は。許土左久の畧さるにや。とも思へど。國名の御世より先にこそ有らめと有り。國名の彼御世より先なるのみならず。言離を。師は許土佐久と訓れおきど。其は非なる

訓にて。伊比波那都と訓べき語なれぞ。右の師説は用ふべきにあらじ。○建依別は。師云。何ぞれき稱名と聞ゆ。依は上の飯依比古の依に同じ。神名式に。安藝郡に多氣神社あり。さて古事記を始て古書どもに多祁と云り。建字を用ふるは。健字の偏を省けるなり。古は偏を省きて書る例多し。今云。此事は。第八十三段。呉公の下に注ふを見べし。書紀には凡て武字を書り。今云。此なる建字。元〻集に引さるゝ速と作り。まさ舊事紀。世にある本どもにも。速と書なり。さて四國を擧る次序。後世の定に異なり。伊余は大名にれまる故に先擧るか。然して次々右へ并ぞれなり。次なる嶋〻の例にならば。此四國も某國亦名謂某と有べき字。是は一嶋の中にて。分きたる國なる故に。文を異て。

亦名とは云ぬなるべし。筑紫島の国々も。此例なり。○筑紫嶋、万葉二
十に都久之乃之麻とあり。是も伊余の如くもと一国の
名を出て。五国の總名にはなれるなり。此嶋後に西海
道と云ひ。九国と成れり。北山抄に。西之道とあり。俗に九州と云ふ。○面有五ッと
は。筑紫国と豊国と火国と日向国と熊襲国と五ッなり。○
筑紫国。師云。万葉五に都久紫能君仁とあり。後に二国に
分れるなり。和名抄に筑前筑紫乃三知乃久知。筑後筑紫乃三知乃之里。とある
是なり。風土記に。筑後国者本與筑前国合為一国と云り。
道口・道後のことは。考さて如是二ッに分れしは。何御世と
昊天皇巻に注すべし。景行天皇紀十八年の下に筑紫後国とあれば。
も知られねば。其より前々は。さ分れしも後なれど。前方も及

ぞしてかくは書るゝ。都久志と云ふ名義は。筑後風土記に。三ッ說あ
る中に一ッに昔は前と後との堺なる山に荒ぶる神あ
りて。往來人多に取殺されき。故其神を人命盡神となむ
云ける。後に祝祭りて。筑紫神と申しと有り。此說さも有
ぬべく聞ゆ。今二ッの說も。共に盛の意なれど非說と聞ゆ。
また書紀私記に国形の木菟に似たる故と
あるを。世々の人々用ひされど。此も非說ときこゆ。また近
世に貝原篤信が釈名てふ物に。古異国より寇來を防が
むが為に筑前の北方の海濱に石垣を多く築せ給ひ
し故に築石の意ならむと云る。是も由あるて思ゆれど。
異国の賊を防がれし事
は上代には無き事なり。式に。筑前国御笠郡に筑紫神社
あり。此神なるべし。今云。此社も式に名神大とあり。御紀
に貞観元年正月授従五位下筑紫神
従四位下。元慶三年六月授従四位下筑紫神従四位上な
ど見え。貝原氏が和爾雅に在御笠郡原田村といひ。或說

に。此原田村の鄰村に。筑紫村あり。昔は原田村も。筑紫村の内にあり。社は原田村の北なる林の。高処に在り。祭神は五十猛神なりと云へれど。祭神は。推當の説を聞えて信られず。○白日別は。師説に。白は向ノ字の誤にて。向日別に作むと言れたるを。万葉三ノ子。白縫筑紫と連けし白縫は。不知火を聞ゆ係が。筑紫に由あるを思ふよ。若は火の灼然き意を以て。白日とは言なるらむか。火ノ白と云ふと縁あり。[redacted]に。御火白く焼けなど云を思ふべし。○豐国は。師云登與久邇と訓べし。何ノ書にも皆しか有り。登与乃久尓とは云へば。是も後に二ヶ国ノ分れて。和名抄に。豐前止与久迩乃美知乃久知。豐後止与久迩乃美知乃之利。をあり。分きしは。何時とも知られず。さて景行天皇紀十二年の下に。遂幸筑紫到豐前国長峡縣興行宮而居故號其處曰京也。冬十月到碩田其地形廣大亦麗因名碩田也とあり。風土記にも此事あり。然れば。其国の大名を豐国と云も。此意なるべし。豐はゆたけく大きなる意なり。豐後風土記の。豐国の名の説はいかゞ。碩田は後に郡となれり。和名抄に。豐後ノ国大分郡これなり。また大隅ノ国桑原ノ郡にも。大分。豐国てふ二郷ならびてあり。是は別ながら由あることなるべし。○豐日別。名義国名に同じかるべし。然て豐前国中津ノ郷に。今現に豐日別ノ宮と稱ふ社あり。此社の傳記ノ。祭神を豐日別国魂ノ神と。比咩大神と二座にて。豐日別神と申ては。伊邪那岐ノ命の靈神なり。此咩大神と申は瀬織津姫神なるよし委曲に記せり。中に少しは信がたき事もなきに非ねど。上代の傳の遺れりと見えて。社名の此ノ符へるな

ぞ。小縁ならば聞え流る。決めて古社なるよし。然るに神名式に載られざるは。何なる事にか心得がたし。然れども彼式にもれし。甚古き社の。式に載られぬが。諸書にいと多く。其は中臣氏に縁れきは記し漏せりと。古語拾遺に見えさる謂などに依りて。漏されたりけむも知るべからず。○

火国は。肥後風土記に。崇神天皇の御世に。火君等祖健緒組に勅して。此国なる打猨頸猨といふ二人の土蜘蛛を誅に遣しゝ時に。健緒組そを誅夷て。国内を巡りて。八代郡白髪山に到りて。日暗しかば。止宿れるに。其夜虚空に火あり。燎おく降りて。此山に燒著たり。健緒組大きに驚き。行事を子て参上り。此行状を奏しかば。天皇の御言に。火從空下燒山。亦怪火下之国。可名火国。と詔子流事のあるを以て。此国の名義明なり。また景行天皇紀十八年の下にも。此火の事見えたり。猶崇神天皇の巻。また景行天皇の巻に。委く載せるを見るべし。是ぞ謂ゆる筑紫の不知火なりける。はた風土記に。肥後国者本與肥前国合為一国と見えて。此も二国に分れたり。和名抄に。肥前比乃美知乃久知。肥後比乃美知乃之利。とあり。分きさるは。何の時とも知らねど。神功皇后紀に。火前国と見ゆれど。其より前かはさ分れしは後なれど。前子も及ばずて。かくは書るか。後に火と云ことを忌て。肥字には改めしなるよし。和銅六年五月の詔に。諸国郡郷名著好字。とあり。此時改めさりしか。師云。此は傳子は。火国を面一つに取れり。然るに国圖を考ふるに。肥前と肥後とは。海の隔りて地接かば。正しく二つに分きされず。面一つに取がさる国形なり。故考ふ流に。崇

神天皇の御世。また景行天皇の御世などの。火国の故事は。地名に依るに。皆肥後の地なり。然れば火国と云しも。初は多く肥後方のみにて。肥前の地は。本は筑紫国の内なりしが。稍後に火国に属しにや有む。肥前は筑前筑後と地接きて。此三国は。面一つにも取べき国形にて。肥後そは清く離されば也。然れど此らは上代のこと。識には辨ずがさし。多く試て驚かしおくのみなり。さて日向の域も。北方半国ばかりは。元は此肥国の内なりけむを。稍後に分れて。一国にぞなれるなり。肥後と日向とは。面一つに取なべき地形なり。○速日別。名義は速秋津日子。速秋津日賣などの速に同じ稱名なり。○日向国。景行天皇紀

に十七年三月。幸子湯縣遊于丹裳小野時東望之謂左右曰是国也直向於日出方故號其国曰日向也とある国名の義これにて著明なり。万葉十三に。日向尓云く。龍田風神祭詞に。朝日乃日向処などあり。垂仁天皇紀に。人名にも倭日向武日向彦とあり。○豊久士比泥別。師云。久士比は奇霊なり。比は霊の意なること。皇産霊神の下に云るが如し。ゐさ比は夫流と活く辭にても有べし。神代紀に。日向高千穂槵觸之峯。また此を日向槵日高千穂之峯とも有れぞれり。備まく比。亦名も。即此峯名に依れるにや有む。さて士比の清濁はこと。士を清み比を濁りて志備と讀べき言なるに。士比を書るは。士は濁音。比は清音の仮字なり。彼槵觸之峯をも。古事記には。久士布流多氣と書係

を合せて思ふに。奇を久志備とも。久志夫流とも云を把は。古へは音便にて清濁互に變りて。久士比久士布流と云しなるべし。かゝる例他にもあり。雄略天皇段の歌に。日影るを。比賀氣流とゝみ。万葉十九に。夜降にを。夜具多知とゝみ。馬多藝行てを。馬太伎由吉弖と詠めるなど是なり。後世の心を以て。みだりに疑ふこと勿れ。○熊襲國は。師云襲國なり。襲と云は。神代紀に。日向襲とある地にして。和名抄に。大隅國贈於郡ある是なり。贈於は贈の韻に書るなり。木國を紀伊と書に同じ。此例なる數あり。民部式に。凡諸國部内郡里等名。並用二字必取嘉名とある如く。其ゝり以前にも。此制ありしなるべし。筑前筑後なども風土記にも。球磨贈唹など書さり。國名となりて有し事は。景行天皇紀に。十二年十二月。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之。襲國有厚鹿文迮鹿文者。是兩人熊襲之渠師者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟師。其鋒不可當焉云ゝ。はさ十三年五月。悉平襲國などあり。是を以て襲國。即熊襲なる事をも知べし。肥後國球磨郡と云は別なり。思ひ混ふべからず。文德天皇紀に。天安元年六月。在肥後國從五位上曾男神。授正五位下とあり。是も別ゝ。はさ彼贈唹は。肥後の堺にも近くて。同所を肥後とも有にや。さる類も古は多し。なほ是らは國形字知らぬぞ定さし。彼梟師ども毋比。甚建かりし故に。熊襲とは云なり。熊鰐。熊鷲。熊鷹なども。皆猛きを云稱なり。熊は獸中に猛き物なれば。其を準へて猛き物をも云ゝ。はさ久麻と云は。本ゝり猛きをいふ言なるを。熊も名に負るゝ。本末は知らねど。はちう曾と云ふ名義は。古語拾遺に。天鈿女命古語天乃於須女。其神強悍猛固故以爲名。今俗強女謂於須志。此縁也と見

え。源氏物語帚木巻に、かくおぞましくは。いみじき契深くとも絶てまた見じと見ゆ。また俗語にも、おぞき、おぞろしきなど云ふ。然れば曾は。此、於曾の約りたるにて。是も猛き意なるべし。書紀に襲と云字をしも用られたるなれ。本、言於曾れるが故なるべし。今云。教、子なる筑後柳川の殿人、西原晁樹云く、らく。我が国にて児子の泣、哭るをおどし止るに。おそが出たと云ふ。此は古言の存れるなるべしと云り。然も有べし。釈紀に。襲、国の襲てふ言をとりて。山、襲、重、之義也。と云へるは。師説の如く。高千穂、峯のことに依て。此襲、字の意を以て説るひが説なり。襲は借字にて。其意を取れるに非ざるをや。なほ思ふに。曾は勇男の約りたるなり。佐手を切れば曾にて。伊を略くは常なり。書紀に渠師をもイサヲ。と訓り。また功烈も伊曾と云を思ふべし。○建日別。此も

猛きをしの名なり。○筑紫、嶋を五つと為て。其一つを熊襲、国と云なれ。後に定められたる日向、国の。南、方半国ぞかりをり。大隅薩摩の地までを總て云し。上代の大名なり。上に引たる景行天皇紀に。襲、国と有るも是なり。但し神代紀に。日向、襲と見え。また元明天皇紀に。和銅六年四月。割日向、国肝坏、贈於、大隅、始羅、四郡、始置大隅、国。と見えたれど。大隅、国の地は。古は日向、国内にて。襲と云も日向の内なるに別に熊襲を一国とせるは。如何ぞと思ふ人も有べけれど。それなに紛はらず。其由は師説の如く。熊襲と云る名は。上に引る如く。景行天皇の十二年に既に見えたれば。上代よりの名にして。今の日向の南半より。大隅、国。薩摩、国までを係たる大名なりしを。やゝ後に至りて。其大名は廃て。鄰国の日向と云名ぞ。其辺までの大名には成れりけり。故神代紀には。其時の状を以て。日向、襲と書ましものなり。斯て本の襲、国てふ名は。わづかに残りて。其も日向の中に入て。後に一郡の名になりて有しを。和銅六年に。その

辺郡の四郡を割て、一国と建られたれば、大隅国も、本は熊襲国内なりしが、中ごろ日向の内には、入て有しなり、さて薩摩はもと、隼人国と云へり、其事は、第百五十九段の傳に注を見るべし、然れど此には、其国を別に挙ざれば、是も上代よりは、熊曽の中にこもり、やゝ後には、日向の内に入れりしなり、光仁天皇紀大宝二年の処に、筑紫七国とあるも、日向より大隅薩摩はこもれるなり、また迩々芸命の御陵を、日向可愛之山陵とある可愛も、薩摩国なり、此事は、第百四十九段の傳に注ふべし、是また古くは、薩摩までをかけて、日向と云し謂なり。（）壹岐嶋は。師云万葉十五に。由吉能之麻と見え。和名抄にも。壹岐嶋由岐とあるに因て。由伎を古訓と思ふ人あれど。繼體天皇紀の歌に。以祇と詠み。古事記にも伊字をかけり。壹字も由の假字に非ねば。本は伊伎なること明らけし。然れど母懐風藻に。伊支連と云姓を。目録には雪連と書り。まさか

此万葉に由吉と有などを以て思ふに。必由伎と通はし云ふべき故ある名義と見えたり。行も、通はして、伊伎とも云へり、されも同例なり、故思ふに。天武天皇紀に。齋忌此云踰既とある齋忌は。伊年伊波布由麻波留由々志由豆伊豆などと樣々に云言にて。伊と由と通へば。斯れば齋忌も古は伊伎とも云べし。然れば古く此嶋にして。神祭り坐とて。齋忌しと有けむ故の名にもや有む。若くは神功皇后の辛国を征り幸行し時などにもや、齋忌、古は大嘗に限るべからば。或は辛国に渡るに。先古の嶋より舟と発て息む故に。息ひの嶋か。されど国所此名は、凡て昔いけゝ、この国縁を以ておけ初しが多かれば、後世の空考は、理こそちも有らめ、実には當れりや否や定め難くなむ、然りとてはさ一向に、不可知とて有

ほきにも非ねど。人も我も心のかぎなり。推量言はにるなり。◯天一柱は。本に天比登都柱とあり。師云海中に離れて一つある嶋なれば。如此云へるならむ。万葉三ノ巻に。淡路島。中に立置而。といへるも。柱と云ふべき由あり。◯津嶋。師云万葉十五に。毛母布禰乃波都流對馬といへる如く韓国の往還の舟の泊る津なる嶋なり。魏志と云ふから書に。此島のことを。對馬国とあり。此は津島と云を。彼国にて聞傳へ誤りて。かく書る物なり。然る故書紀に。やがて此文字を假字に取用ひて。對馬島と書きたり。津島の假字に對馬とかゝむは。然る例あれば。けも有なむを。島字を添られざるこそ。いと心得ねど。島しと重ねて云名は有べき事ゝは。淡海の海など云例とは異なるをや。敏達天皇ノ紀に。津島と書れたる所あり。是古への書ざまなり。◯天之狭手依比賣は。記傳ノ名義思ひ得ず。狭手彦なれど云人も有れば。名に肩とし有る言と聞ゆ。和

名抄魚取具に纏てふ物もあり。万葉の歌にも見ゆとあり。今按に。狭は例の眞に通ふ言。手は妙の切きるにて。称美ノ辞たる名ノには非じか。◯隠岐之三子ノ嶋。師云名ノ義は。海原の奥中にある嶋と云なり。神代紀口訣に。奥也。西北之隅。謂之奥。とあるは。似たる事ながら。漢籍にかゝる故ノ事違へり。日本紀纂疏の説も同じ。三子ノ嶋をば。或説に。此国三嶋ある故に云と云り。今国圖を考ふるに。まづ此国四嶋に分きたる。其中に。東北ノ方に在なりて大なるを。俗に嶋後と云ひ。それの西南ノ方に。今道五里ばかり離れて。天之嶋。向之嶋。知夫嶋とて三つあるなり。此三ノ嶋を統て嶋前と云なり。嶋後に比ぶれば何れも小し。三子とは。信に此ノ字もて云なるべし。◯天之忍許呂別。師云名ノ義。忍は大の約なるなり。

神代紀に熊野忍隅命をまた熊野大隅命とあり。これ通ふ例なり。また凡河内を大河内とも有り。こは大をおほしと云例なり。許呂はいはざ思ひ得ず。神代紀に発稜威之嘖譲とあるも此意などにや。凡て建きさまを以て称るは古の名に常ぞ。大神宮儀式に鴨神社一処。称大水上児石己呂和居命とは許呂別の例なり。今云神名式に陸奥国安積郡に宇奈己呂和気神社あり。姓氏録に建己呂命といふあり。然して己呂は即心なり。其は第六十段の傳に注ふを見べし。○佐渡嶋名義は。師云狭門か。此嶋より舟入ぬる水門の狭きにや。凡て海に島門。水門。迫門など云ることが多かり。なる国形をよく尋ねて定むべし。此国天平十五年二月に越後国に併され勝宝四年十一月にまた一国とせらる。続紀に見えたり。さて此嶋のみ。亦名はなきは古も脱しぬるなるべし。口訣にまた元々集などに建日

別とあれど是は旧事紀に次熊襲国謂建日別一云佐渡島と有るを取て云るひが言なれば依るに足らず。旧事紀は古事記に佐渡島に亦名のなきを疑ひまた熊曽国と云は後の九国に無き名なれば此は佐渡のことかとも思ひておし当に一云佐渡島と云るなれば例の妄なる言なる哉。また口訣に一本に達日別ともあるは後の写し誤りなり。是また信るに足らず。○神代紀に八嶋の数に越洲と云ふが入さぬ傳へは三つあるに依て京人上田百樹が考に神代紀なる越洲は古事記を始め古書どもに此名ある事なく洲は在所も先人のよく考さぬは見当らず。師のうは此山蔭に越洲は海を隔さる洲にも非ざるに入さるはいかがと見え。谷川氏の通証に越洲疑今毛人島歟と見えて共に精しからず。故按ふに越洲と云るは即佐度嶋の事なめれ。抑此国は天平十五年二月以佐度国併越後国また

天平勝寳四年十一月復置佐度国と御紀に見え。此両国の間海上十三里隔れるのみにて。實に鄰れり。また此島を挙たる條々に佐度洲の直次に越洲を載たり。是もと佐度洲・やがて越洲なる一證なり。なほ下に云を見べし。仍て師の言たる如く。高志とは。越後国に古志郡あれど。他の例に依るに是よりて出たる名にて。本は越前。越中。越後。加賀。能登など。みな高志の国内なりしを。後に五国に分きたれど。歌などには。猶なほて越と云へれど。佐度国をも越と云べきなり。北国巡杖記にも云る此に。佐渡国加茂郡に湖あり。竪一里十七町。横十八町ばかり。此湖水にして。海際わおろに隔て橋を架たり。貫之歌に「汐のふる越の湖近けれど。濱ぐりも亦ゆられ來ぬらむ」はた俊成卿歌に「恨みても何にかはせむ逢待れみ。越此湖みるを無れば」ともなり。百樹按に。為兼卿の哥に「年を経て積りし越の湖は。五月雨山此森此雫」と詠れたるも。此湖をさしたり。佐渡国畧風土記に。五月雨山は。雑太郡にありて。羽黒山と云ふ。此山より松茂れりと云り。また同所に雪の高濱は。羽茂郡小伯村此濱を云もいひ。為兼卿の哥に「降つゞく雪の高濱はる〴〵と。木蔭も見えぬ越の浦風」とあり。又た越の松原は。雑太郡にあり。哥に「塩風にえやは向てむ枝も葉も。背向に立る越の松原」と見ゆ。右此哥どもは後世なれど。證とするにも足ざれども。母見しはゝに記し置なり。仍て神代紀に雙生億伎洲與佐度洲」とあるは。億伎国を三子に生給ひしを。億伎と佐度と両兒に生給ひしと。傳へ誤れるなり。其故は億伎も佐度も方位大に隔れるを以て辨ふべし。

然れども如此混れる故に、はた次に越洲を別に生給しとも傳へたるなり。古傳にも、往々かゝる混雑の有ことなるなり。然れど其傳へ此誤りに依て、佐度洲を越洲と云ひし事も、明のに知らざりしぞ言へり。此はいふし年、或人の、百樹が說ありとて、少々おぎえに記せるを見せたるが、然る說と所思ひもなはゞ、此に記しける。◯雙生は、布多碁邇宇美麻須と訓べし。前にフタゴウミニスと訓べしは悪かりけれ。此を今世にも、胞一にして、兒の二人生坐るを雙生と云ふ如く、隠岐嶋と佐渡嶋とを胞一にして生給へりと云ぬ傳なり。然れども此は誤りの傳へれることと、百樹が說の如し。然るに此をも一ノ傳として載さるゝは、下文の捨がたきに依りてなり。㊥世有雙生者象此也とは聞えたる如く、二柱神のかく雙生たりける因縁に象りて、世に二子生む者をり、然れども不祥ことには非ずと云意を含みて、語り傳へし說なるべし。此後に、木花之佐久夜毘賣命も、火須勢理命と火遠理命とを雙生に生坐し。こは第百四十八段の傳を見て知べし。景行天皇の大后稲日大郎女命も、大碓命と、小碓命とを同胞に生給へり。共にいとめでたき例なり。然るを俗に雙生る者あるを、不祥ことに云ひ、其生る者も恥なる事に思ひて、人に隠さむと爲るなり。此の傳へを思ひて、其非ことを辨ふべし。此雙生の傳へも、よし傳への誤りにも何き、隠岐、国など三ッ子に生給へり。なお此雙生のことを論ふべき事ども有れど、其は第百四十八段の傳に注ふを待て見べし。◯上件八嶋を生坐る序次は、於能碁呂嶋にして御合坐て、生始たる

へる淡嶋は彼嶋の近鄰なり。次に淡路嶋を胞として。大倭嶋を生坐し。次に伊豫之二名嶋おぎに筑紫嶋ぞ生坐し。北へ折れて壹岐嶋津嶋を生坐し東よ廻りて隱岐嶋を。三子に生坐し。次よ佐渡嶋を生坐るなり。〇故此八嶋因先生坐之国而稱大八嶋国也は。師云書紀にも生坐る次第は傳々異なれども。八の數は同くて由是始起大八洲国之號焉と有り。今云。本文まさ書紀の文意は。聞えさる如く。皇大御国の總号を。大八島国といふは。此なる八島ぞ。まお生坐る国なる故よ云ふ。と云へるなり。其八は。大倭島の胞として生坐る淡路島を入れて。八島なり。抑志麻とは周廻りに界限のありて。一區なる域を云名なり。然云ふ本の意は。志麻琉志自麻琉勢麻琉勢

婆斯など云ふ言と同きなる詞にし。此等も取はなち。曠く界限なくは有らで。界限有りて取しはれる意より云ふ言なればなり。然れば志麻てふ名も。本は必海のみならず。国中にて。山川などの廻れる地にも云へりと見ゆ。其由は。上なる秋津島の下に注せる説を見て知べし。乃ち此大八嶋など云ふ名の如くいぞ大なるにも云へれば。必しも小処をのみ云へるに非ず。但し小くて。海の中にある地。殊に夾ぐりの界限も炳焉ゝれば。専さる地の名の如くよも。自おうら成れるなり。はちて嶋洲などの字を塡て書るも。其海の周れる地をいふに。一方に就てなり。然れど是らの字に泥みて。必元より海の中なるをのみ云ひ。まさ小処をのみ云ふ名なり。と思ひ誤りそ。凡て皇国の言に。漢字を當さるは。全く當れるもあり。まさ傚は

當りて。かたへは當らざるも多かるを。後世には。唯ひたぶるに。字にのみ依る故に。言の本の意を誤る事のみ多かりぞ。のし。さて此大八嶋の嶋も。海の周りて隔れる。一界の国を云へるにて。其例は。神代紀に。三韓国をも。韓郷之嶋といひ。万葉集の歌には。海を隔てゝは。大和国の方をさしても。倭嶋とよみ。また此大八嶋を遠離ても。倭嶋根と詠るれば是なり。偖八嶋としも云ふは。海を隔て並る。一連なるをば。幾国にまれ。一嶋として。其數八つなれば。斯てそれ八は例の彌にて。本はたゞ嶋の數の多かる意の號なりけむを。稍後に。八つの意にとりて其數を整へて云ひ傳へたるかとも疑はるめれども。古事記に記されたる八洲にて。畿内七道の諸国みな備はりは。其他の嶋々は。一つも交らずして。餘れるも無く足らぬも無ければ。本より八の數は動かざるにこそ。書紀の傳々には。此内に他の島島も交れるが有りて。八の數も動くも有れど。古事記の正しきに就て定むべきなり。さて此號は。外国に對ては獨だちて。天の下を統言ふ號なり。八千矛神の御歌に。夜斯麻久爾とよみ給ひ。倭建命の御言に。吾者坐纏向之日代宮所知大八嶋国。大帯日子淤斯呂和氣天皇之御子と宣たまひ。孝徳天皇の詔にも。爲現明神御大八嶋国天皇とのり給へり。公式令の詔書式にも。朝廷の大事に用らるる詔には。明神御宇大八洲天皇詔旨とのり賜ふと見え

為り。或人問けらく。次にも亦に生坐る島々はある物を。先ッ八ッ島を限りて。國号とせるは如何ぞ。答ふ。上の八島は。次第に生廻りす。旋り竟て。本の於能碁呂島の方へ復り給ふまで。一周に生坐る故なり。其旨次の語に。還坐之時とあるにて著明し。

然後還坐出時。生給吉備兒島。亦名謂建日方別。次生給小豆島。亦名謂大野手比賣。次生給大島。亦名謂大多麻流別。次生給日女島。亦名謂天一根。次生給知訶島。亦名謂天忍男。次生給兩兒島。亦名謂天兩屋。故處處出小島者。皆淖沫出凝成

矣。

然後は。佐氏能知と訓べし。サはしかれ切れるなきば。然て後と云ふに同く。上の大八島国を生竟まして後。と云るなり。◯還坐也時は。師云上の八嶋を生廻りて。本此淤能碁呂嶋の方ゟ還給ひしを云れり。偖次の吉備兒嶋をり次くは。みな淤能碁呂嶋をゆ西ゟ依りて。今還り給へる路ゟは非ねば。其は既に還り坐てまさ更に西方ゟ生於、幸行なり。故上の八島は。限りある国号にもなり。此をり次なる島くは。別物となれるり。◯吉備兒嶋師云。吉備は後に三国に分依。和名抄に。備前伎比乃美知乃久知備中吉備乃美知乃奈加備後吉備乃美知乃之利と伝る

是なり。吉備中国。仁徳天皇紀に見也。古は當昔既ゟ。三ッよ分れて有りしにや。但し此後も多く。吉備国とのみあり。天武天皇紀ゟ。吉備国守なる人見えさるは。三国を統さる守にや。まさ同紀に吉備太宰と云職もみえさり。まさ和銅六年に備前国の六郡を分て。美作国と爲られゐり。名は黍をゆ出さる丸依べし。和名抄に。黍は木美。と有れども。美と備は。古、常に通むし云へり。兒嶋は。仁徳天皇段にも見也。吉備国に兒の如九附る故の名なるべし。或説ゟ昔百済国の人。兄弟三人。いまざ兒なりしと犯。吾朝に來り。吉備国にして一ッの島に止まれり。其旗幟ゟ。みな兒と云字を記まさる故ゟ。其島を兒島と名く。其兄弟その後三宅を姓とし。宇喜多とも称れり。まれ此国の宇喜多家此先祖なり。と云るは。凡て信らきぬ説なり。万葉六巻に歌あり。後に備前国の郡になれり。欽明天皇紀に。備前兒嶋郡と伝り。和名抄に。兒嶋古之末。

郡是なり。さて神代紀には此島を大八島の一に入れたり。○建日方別崇神天皇紀に。天日方奇日方命とある人を。姓氏録に。久斯比賀多命とあり。これ日方の例なり。はた日方と云ふ風もあり。万葉七に。天霧相日方吹羅之云々と詠めり。なる日方てふ言の由は、神武天皇巻の注にを見るべし。○小豆嶋は。師云。備前と讃岐との間の海中に。讃岐の方によりて在り。淡路島の西、児島の東なり。桓武天皇紀には。備前国児嶋郡。小豆嶋とあり。今は讃岐国寒川郡に属り。此嶋応神天皇紀の大御歌に見えて。伊予二名嶋の下に引るが如し。彼時淡道より、吉備に幸行とて、此島に遊坐しことも見えたり。名義未思ひ得ず。字も正字か借字か。定めがたし。○大野手比売。名義は未思得ず。若くは鐸かと言れたり。式に河内国大県郡に。鐸比古神社。鐸比売神社あれば然も有べし。

○大嶋は。師云周防国大嶋郡是なり。此郡は離れたる嶋にて。今八代嶋といふなり。上関の東。安芸の厳嶋の西南に在り。長さ今道八九里ばかり。横五六里ばかりなる島なり。万葉十五に。過大嶋鳴門而云々。巨礼也己能名爾於布奈流門能宇頭之保爾。多麻毛可流登布。安麻乎等女杼毛。とよみ。此鳴門今もあり。大畑迫戸と云て、周防の地と、大島との間の迫門なり。潮満る時は、鳴響いと高くて、舟人の恐るゝ処なりとぞ。国造本紀に。大嶋国造とあるは。阿岐の次、周防の前に載たるぞ。皆此大嶋なり。後撰集恋一に。入ぬれど思ふ心は大嶋の。なるとはなれしに歎

れまろかなに」同四了。犬嶋の水を運びし早船の云く。まれらも同じ。（此後撰集なる大島ま。備前とにゐるは誤なり。）まさ筑前国宗像郡神湊と也。今道三里北の海中にも。大嶋何也是なり。（胸形中津宮と申には。此島な也。）源氏物語玉鬘巻に。「船人も誰を戀とか大嶋の。うら悲しげに聲は聞ゆる」と有る毎。此大嶋な也。（河海抄に。大島。筑前国なり。鐘御崎の近辺とあり。鐘岬は西方に當れり。）偖さ肥前国松浦郡。平戸は東北は方にも大嶋あり是なり。（肥前の北。壹岐島は南なり。）此外なほ国々に。大嶋と云は多く有れども此なるは。右は三の内なるべし。餘はみな非じ。雄略天皇紀に。吉備臣田狹が子。弟君てに人。百済より貢れる。今來の才伎どもを大島中に聚めて。風候ふと託称て。淹留れ也と見え。継躰天皇紀にも。加羅国に遣し〜御使・物部伊勢連父根云々の由了て。都

還大島とあるは。（右の肥前なるなり。筑前のなり。三は内なるべし。）偖さ神代紀に。越洲。次生大嶋と偖も此なると同じかるべし。（然るに。伊豆の大島なりと云は。西は国の大島どもを知らざる者はひが説ぞ。）ちて書紀には。此嶋も大八洲の一な也。◯大多麻流別師云。名義未思得ず。若くは多麻は玉にて。流は泥の誤にも有むなり。（記中泥を流また誤れる例あり。）泥は稱名な也。◯日女嶋は本ツ女嶋と偖也。師云。日字は脱さるれ也。（今此。師説にまためて。日字を補へ也。）此は今筑前の海中。玄海嶋と。肥前の名兒屋と此間の海路にて。同国は唐津まため。今道二里ばかり也。東北方に有也と云ふ姫嶋なるべし。（まさ豊後国直入郡の東北の海にも。姫島あれど。其には非じ。）攝津国風土記に。昔新羅国有女神。遁去其

夫來暫住筑紫國伊伎比賣嶋云々とある。今云、これ難波の比賣碁曾社の故事なり。垂仁天皇巻に載して委く説くを見べし。此伊岐比賣嶋と云る。即かの筑前のれり名義は。彼女神の來て暫住なりひし由緒なるべし。まさ出雲國島根郡にも。比賣島と云あり。風土記に見ゆ。とありし此日女嶋は在所のよしを前には此師說に依れりしを後に己が教子なる。豐後杵築殿人小串重威が。此は我豐後國國東郡なる伊波比洋の。西南にある姫嶋にて。記傳の說は信がさよし。委く考へて日女嶋考と云を著せり。此說さるよし。古は己が三五本國考の附錄と爲れたれど。此了記とれり。さればの其書了就て見べし。かくて大島も。周防のなるよし云り。此も然るべし。○天一根は師云。上に天一柱の名義と同じ

かるべし。根は稱名の泥ろ。まさ島根と云こともあり。○知訶嶋は肥前國風土記に。松浦郡値嘉嶋をありて。景行天皇巡幸の時に。志式嶋の行宮に御在て。西海を御覽し阿曇連百足てふ人して。此嶋を察しめ給ひし事ども記して。於茲勅云。此嶋雖遠。猶見如近。可謂近嶋。因曰値嘉嶋。或有一百餘近嶋。或有八十餘近嶋とあり。師は風土記の全本を見られざりしか。釈紀に引さる畧文を引て。此勅は何の御世にか有けむと言れたり。猶此の全文は景行天皇巻の本文に採おれど。委くは彼御巻の傳に注ふを見べし。師云。聖武天皇紀に。松浦郡値嘉嶋と見え。和名抄にも。松浦郡郷名に載せり。按に此嶋は今の五嶋。平戸なども此嶋々を總稱なるべし。或人今筑前肥前の堺なるさりとかり。北の海中にちかの

島と云ありと云へども。其には非ず。其故は。此嶋歴史に見えて。清和天皇紀貞觀十八年の下の文にても。大なる嶋と聞え。在所もよく叶ひ。風土記に數多くある由云なも。能叶へれぞれり。五島。平戸は。肥前國の西北の海より。西方へ遙に聯なりて。多くの島々あり。今も松浦郡に属り。後に平戸と云は。かの庇羅郷より出たる名なるべし。◯天之忍男。師云。忍は。上の忍許呂別の忍に同じ。式に。陸奥國行方郡押雄神社あり。こは忍男の例なり。◯兩兒嶋は。師云。此はり外に。古書には見えたなまとおし。在處も詳ならば。古今集の顯昭註に。明石の沖に遙にちりじくおる嶋ども見え侍りぬ。たお嶋みなふし嶋なれか嶋。くらかけ嶋。家嶋などぞ。打散なるやうに侍る云々。袖中抄にも此趣あり。餘

枕抄に。顯昭の申されたる嶋々は。明石よりは遙に西南の方にあり。未よく彼邊りを見ずして。推量に申されけるにやと云り。今按に。神名式によるに。家島は。揖保郡なきぞ。兩兒島も。明石よりは遙に西なりと。も。なほ播磨國にては有べし。然れど次第を思ふに。此の兩兒島は。其には非じ。なほ西方筑紫の辺にぞ在べき。今肥前國長崎の西南方。祝島といふ島近き海路に。二子島とて。小き島二つ並びて在を云ども。其などには非じ。また或人は。長門國の北なる海中に。二生島と云はありと云へり。此島のこと。西海路をかよふ船人などに問て。よく尋ぬべし。若くは書紀に。隱伎洲と。佐渡洲とを。雙生なるにや有る傳へを誤りて。別に一嶋の名や傳たる物か。今云。まさ追おざの考に。筑前國の或人云おあせけらく。今筑前國遠賀郡の北の海中に。島郷と云所あり。東西五里。南北一里なる島にて。二十村あり。其内に二島村と云ありて。其處に小島二ッあり。此によりて二島村とは云なり。此二ッの小島。いお

きも周り九十間ありて。岸々はしく。何方よりも上り難し。矢篦竹おほく生て。大きなる蛇すめり。長門国の北の海中に。二生島ありと有るは。是を誤れるなるべし。此島海上より見れば。長門に属るが如くなれども。長門の島には非ず。二生と云名も違へり。即ち二子島とぞ云なりと云ひ遺せさり。両児島是なるらむか。然れども古はなほ決め難し。と伝也。

○天両屋名義。上此一ッ柱。まさ一ッ根の例を思ふべし。此嶋は両児に生給ひし故也。何となく両屋とは称へしにや。○上件六嶋の序。在所詳ならぬも有れど。師説の如く。先は東より生おく。西へ幸せり。四海に嶋はしも甚多なれに。八嶋に次て。只此六嶋を挙さるは。故ある事なるべし。師はさ上ッ代に殊了名高き限りを挙さるにも有らむかとも言れさり。二柱大神の所生坐る。必此六ッ子は限らじとぞ思ふ。六島みな西国なり。凡て神代の古事は多く西国にはむ有ゝる。其は次ノ條に採れる本文に。国は八十国。嶋の八十嶋を生給ふと見え。右の嶋々は此外より。なほ近き邊りに。同じ水土なる嶋々は此。多きを以て知られたり。○故處々之小嶋者皆潮沫之凝成矣とは。大八嶋は更なり。彼ノ六嶋此外にも。我が近き邊りなる同じ水土の嶋々を除てなほ多かる嶋々は。二柱ノ大神の生坐るに非ずとなり。其は師説の如く處々に此小嶋と有るは。必しも小き嶋のみに限らず。皇国の外なる戎皆凡て如此は云へるなれど。其中には大なるも有るぞかし。然れども皇国の水土に異なる。諸此外ッ国どもも。大きも小きを云ばゞ皆此ノ内なる古と知べし。

若然らずとせむ。外ッ国々は。何にして有りとせむ。然るを此に。處々の小島とのみ云るは。眼の及ぶ際りの島々を。打見るまゝに語り傳へて師説に。二柱神の生坐る嶋々の。ふさるにぞ有ける。亦名どもを。其の國御魂神の名と謂ふは非なり。此は唯に其嶋国を指て云る名なり。斯て其名の女男ある所以はいまだ知らず。國のみならず。山にも女男あり。古へ大和國なる。三山の妻争ひのこと。播磨國風土記。万葉一ノ巻などに見ゆ。と言れるに就て猶思ふに。前段豊日別の下に引ける豊日別宮傳記に。豊日別國魂神と申すは。伊邪那岐命の靈神なりと有り。今この由を考ふるに。嶋嶋に女男の名あることは。共に二柱神の御間に生坐れど。國にとりては。男神に屬と。女神に屬との別ありて。人こそ得知らね。人に女男のある如く。其形質に。女男の差別は。おのづからに具りて。二柱神の御魂の別り留まり。其やがて國魂なるを嶋と御魂を相かねて。女男の名をし負別たりけむ。其は下の條々に。大山津見神。野椎神。因山野持別而云々。速秋津日子神。速秋津日賣神。因河海持別而云々。などあるを思合するにも。島々に女男の名あるは。二柱神の持別給へる謂ありげに思はるゝなり。然るは天地の成れるに始となり。女男の理神随に備り。其理に因循ひ坐て。國生坐る二柱神に坐せば。其生給ふる嶋々にも。然る理の備はりけむは。實さも有べき義にこそ。但し身一ッに生給ふる嶋なるに。面の數有れるを面ごとに。女男の名の替れるは如何。と云ふも有むかなれ

世。神代には。八俣遠呂智なども有つれば。身一つにして。面あまた有れむを疑ふべきに非ず。然るは赤縣洲の往古にも。身一つにして頭あまた有ける物の多かりし由。古書等に記せるを。皆偽りとは云べからず。また後世。稀には人にも。頭二つある兒の生れたるも有と云ひ。また兩質とて。女男の情を兼たるも有とか。かく正しく鳥獸すら。身一つにして頭二つある類を見たる事も有なり。また草木なども。正しく女男の別りつゝも。牡木牡草に。女種もまじり生り。牡木牡草に。男種も交り生るを思へば。神隨なる。かく若くは道すら固より然る理の備れる事と見えたり。身一つなりと云は。後に現て見えたる形狀を以て言傳へたるにて。人にこそ見えねど。實には其身の區別有れむも知るべからず。かく世の始め。大虚より生出たる一つ物の。陰陽交合の狀なりしをも。思ひ合せて辨ふべし。爰に或人問けらく。二柱大神の。人の兒を產如くに。國土を生給ふと云ことを甚疑はし。此は其國々の神を生給ふを云ふ。實は國々を巡りて。經營り給ふを。如此言なせるにも有べし。其故は。初天神の大命にも。修固成是漂在國とこそ事依し給ひつる國を產成せよとは詔はね。いかゞ。答ふ。此を疑ふは。師の言の如く例のなま賢しらなる我意にして。神の御所爲の。奇く靈くして。測り難きを知ざる物なれば。論ふまでも非ず。但しかの。天神の大命のことは論ありて。其はしは豫美都國段に。男神の御言に。吾與汝所作之國未作竟故可還と有るは。既に產生ませ給ひつれども。未だ然しく經營成し竟ねで。還坐して經營

成しはさ更に国生給へとも詔すれども。経営なし竟さぬにて。大名牟遅。少毘古那神の時なり。其は平坂段に。女神の御言に。吾與汝既生国矣。奈何更求生乎。と有るは。男神は右の御言は。御對なるを以て知べし。此御言にて。二柱神乃人は兒を産ごとく。国生給へる事ても論なきを。世々の学者たちの。此を誣ひて。経営の事に云ひ成さむと欲るも。何ちふ僻見ぞも。然れば。初は天神の大命は。かの漂蕩へる物を固めて。先国土産べき基を成しめ始めて。国産さぬにべき基ても。即淤能碁呂島なり。国土を産生て善しく成固め。青人草を産むとはでを係て詔すゐにぞ。都久流と云は廣くむて。産給ふこともも其中に存るなれ。若まさ生とあるも。実て多ぐ経営の事なれとなれ言はぐかの御身は成不合処。成餘処を尋ねて。麻具波比し給すゐ事なども。委曲に云るは。何の要ぞや。是ら経営にても。然しも関係るべき事ならば。且淡路島を胞とれしと云ひ。隠岐島と。佐渡島とを双生ましなど云へるも。みな人の兒を産ごとくに。生給へる故れなるや此ても実は師は答なるを。今己が思ふ旨をも加すて言すゐなり。服部中庸説に。二柱神は。大八嶋国を産給すなむと。世人戎意をもて見る故ヿ。是を信ぬして種々生ちかし説あれど毋。其はみれ私説なれむ。取るに足らば。多ぐ古傳の隨に心得べし。但し其委き状をいかヿ有れむ。傳す無きて知難れれども。今むきき思ふに。未お天降坐ば時に。天浮橋に立して。瓊戈をもて彼漂する物を掻成し。引上給ふ時。其戈は鋒より滴り落さる物凝りて。淤能碁呂嶋と成れる。其戈の滴りは。微なる物なれど

も。其物に因て漂へる物聚也。凝固まりて。廣く大になる也
て。一ッの嶋とは成也。今云かの指下し給へる御戈は。やがて玄牡にて搔成し給へる一ッ物は。玄牝にて在れる故に。然は凝固まれるなと。第五段に注せるが如し。然るに中庸・三大考を著せる當時いまだ予が玄牡玄牝の説を聞らざる頃なるを如此しも思ひ得さ也しは。最も感たき事なりけり。然れど大
八嶋を産給へるも。其如くにて。先二柱神の交合の滴
女神の御腹の内に合凝成りて然る御腹より産出し給ふ
ところは。微小き物なれども。其物にかの漂へる物寄聚
りて。国土とは成れる也。近くは人の身の成る初にても知べし。父母の交合の時に。滴る物は。微なれども。月を經て兒の形となるに非ずや。また人も鳥獸魚虫なども。生出さる時は。なほ小さけれども。漸くに大になる。其中にも殊に蛇などは。生れさるるぞは。尋常の小き虫なるが。年久しく經て。大蛇となるに至りては。殊の外に大なる形ならばや。また草木も同じことにて。生初さる二葉の時は。いと小けれども。年を經ては。雲居をしのぐ大木となるなれど我母思ふべし。神代の間の年序は。いとも久し
き事なれば。此国土も産出し給へると也。全く国土と成
竟るまでは。幾万歳をか經けむ。其間には何ほども大き
になるべし。殊に国土の初めなどは。産靈大神の殊なる産
靈に依りて成れる事なれど。女神の御腹より産出し給
へること更に疑ふべきに非ず。然て国を産成し賜ひて。
国土を海水と分れて漸くに大地は堅まれるなり。今云二柱神・国土を産成し給へる傳を。生戒意なる徒の。得信ざるは然る物にて。同じ鈴屋の鈴の音聞る徒さへに。生倭心なるは。信がてに思ふ事なるを。中庸が説ちとし得て。最も感たし。然は有れ。是にもなほ悟らざる人あるが故

に予が天説辨くなどの書は出來にけり。此に就て思ふ
に、諸越ぶみ、遁甲開山図といふ物に、麗山氏産生山谷元
氣分自此と云るを始め、相似たる説等多く、遠西の国
なる古傳を載せる物の中に、世の初に天神既に天地を
造り竟りて後に、土塊を二つに分れて、男女の神と化たる
が、男神の名を阿陀牟といひ、女神の名を延波と云るが、
此二人して国土を産たりと云ふ説の有て、外国々の初
関せるは、正に此の古傳の訛りなりかし。
は、二柱神、大八嶋を生給ひて、国土と海水と、漸々に分れ
に随ひて、此處彼處と、潮沫の自然からに凝固合たるぞ
もれ、大にも小くも成れる物なり。是はさ産霊大神の産
霊に因りて、成れる事は等けれども、外国は、二柱神の産
給へる国に非ず。さま皇国と初より尊卑美悪の差別の
分れ所なり。然後に、外国は皆な、少毘古那神の天降ら
て、経営給へるなり。此らの事ども、古事記傳に見えた
り。披き見て然る所以を知べしと言へり。此事記傳には、
少毘古那神のみ、外国々を造り給へる由を記されたれど、己其説
を拠として、猶委く外国籍どもを考へたるに、漢土を始
め、外国々を造れる神は、少彦名神のみならず、此の二柱
神まれ渡りまして、事始め給ひ、次に速須佐之男命も、加
の国形を定め給ひ、其後に大国主神わたり坐て、種々に
事ども教へ給へるが、少毘古那神は、其神たちに副てぞ
功を成し給ひける。其は赤縣大古傳有て此大地のもと
に委く考へ記せるを見て知るべし。
は、始め大虚中に成出されし頃は、婆々として堅まらん
在ける中に、かの御柱を立給ひしより、締め固まり圓體
と成りて、虚空に懸れば、何方を上とも下とも、横とも云
べきに非ずと思ふ倫も有めれど、謂ゆる北極に當る所。

これ大地の首南極に當る所なる大地の尾なり。（此は古今の天学家の論ひ定めざる説なれば今更に委くは云ず）かくて皇国は大地の額なる所に位して。即大地の前面なり。是をもて天日を。やゝ南の方に受るなり。或人問きらく。然らば天日を南のそらに望む国〻は。皆地の額と云べし。額いふでこの皇国に限らむ。答ふ。皇国の地の額なることは。天日を南に望む故に。然りとはるには非ず。固より額なるが故に。天日を前に望むなり。然れど皇国と同じ様に。天日を南の空に望む国あるは。偶〻皇国の東西に當る度に近きが故にて。謂ゆる枕骨鬢先など云ふ辺りの如くなれば。天日を同じ様に望めども。額とは云べきに非ず。額の左右後に當れり。是をもて其辺に當る国〻は。気候も大ろさ皇国の気候に相類て。其餘の国〻には甚く勝りて聞ゆる事ども有り。然れども皆共に神の産給へる国ならねば。水土も甚く劣りて。卑しく悪く。戎夷の風も免るまざるなり。大地に上下前後の。神ながらに具はれるなと。天地の

實理にぬらく思ひを潛むむ人は。万国の全圖を見ざらむにも。其有状を速に悟るなむ物ぞ。○古の大八洲の国〻嶋〻の御霊の御功徳を總稱て。生嶋足嶋と申しは。生国足国とも稱り。其は於此神の事は。古語拾遺に。神武天皇御世の事記せる処の。皇天二祖神之詔命に従て。神籬を建て。祭給へる神の中に。生嶋是大八洲之霊。今生嶋巫所奉齋也と有りて。神名式に。神祇官西院坐生嶋巫祭神二座。（並大。月次。新嘗。）生嶋神足嶋神と有りて。古へより最重く祭らせ給へり。即八十嶋祭と云是なり。（舊事紀にも。生嶋是大八洲之霊。今生島御巫齋祀矣と見え。）清和天皇紀貞觀元年正月。奉授神祇官無

位生嶋神足嶋神に竝従四位上まと同年二月授正四位下と見ゆ。摂津志に生島祠在河辺郡栗山村。相傳此地嘗為生島神祭田。故有此祠と云り。さて此神を祭る祝詞に。生嶋能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久。生国足国登御名者白氏。稱辭竟奉者。一神に二名を負せて。二座と祭れる例え。豊磐間門。櫛磐間門神。太詔戸。櫛真智神など。れ不例あることなり。生と足と對へ云例え。生玉足玉。生産霊足産霊。生日の足日など数あり。皇神乃敷坐嶋能八十嶋者。島とも即国をいふ。次文り。狭国者廣久云くと云へるを思ふべし。なべ語を互まちさへのみなり。谷蟆能狭度極。師云狭は借字にて。頌渡るなり。此物はいおくまでも。霊く行通ふ物れる故に云り。鹽沫能留限。縣居大人云。おも海潮の満もく時。流るゝ沫の至り留る果といふりて。天比下の遠き限をなとふ。狭国者廣久峻国者平久嶋能八十嶋墜事無おおふ事れくとは。漏るる事なれ。と云が如し。皇

神等能依左志奉故。皇神の數坐国の有もる限を。皇御美麻命に依し奉ると云るなり。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣となり。はさ臨時祭式に。八十嶋神祭。中宮准此。となりて。次に祭料の物を載されどゆ。其は。五色帛各一匹二丈。絁一匹二丈。絲卅絇。綿卅屯。倭文一端三丈八尺。木綿麻各卅斤。庸布十段。紙二百張。挿幣木一百廿枝。鹿御服八具料。庸布八段。御輿形四十具覆料。紫帛四丈。鍬四十口。錢三貫文。二貫文散料。一貫文雜鮮魚菓子直。金銀人像各八十枚。金塗鈴八十口。鏡八十二面。二面五寸。八十面一寸。玉一百枚。太刀一口。弓一張。矢五十隻。胡籙一具。黄蘗八十枚。笂堝各廿口。坏八十口。米酒各一石。糟八斗。缶六口。鰒。堅魚。腊。海藻各八籠。鮭

五十隻鹽五籠槲二俵稲廿束席薦各八枚食薦八枚輿籠五脚明櫃四合匏十柄祝詞料絁二匹調布二端と見え。また東宮にも此御祭ありて其料の物をも載せたり。其量も少けれど。品物も同じかれ故に此に記さず。さて次に此御祭に預り給ふ神々をも記されたり。其は住吉神四座。大依羅神四座。海神二座。垂水神二座。住道神二座。と有りて。此神等の料の物を座別五色帛各五尺絹五尺絲一絇綿一屯倭文一尺裹料布三尺住吉社神主料絹一匹祝并大依羅祝料各布二端垂水社祝布二端海神住道社祝布各一端生嶋巫各絹二匹布二端擔夫十人と見え。右八十嶋祭御巫生嶋巫并史一人。御琴彈一人神部二人。及内侍一人内藏屬一人舍人二人。赴難波湖祭之とあり。江次第に。八十島祭。大嘗會次年。後之。多在大神宝之後云々袖中抄に。代始にぞ八十島の使とて。内の御めのとたち。八十島祭すると云ことも侍る。それも島々にて祓すべきを。住吉の濱にこれさりて。西の海に向ひす。諸の島々に神を祭ると云り。扨て神名式に。信濃國小縣郡に。生嶋足嶋神社二座。名神大。とあるも同神なれば更にも言はず。和泉國大嶋郡生國神社とあり。是も同神なり。さてはゝ攝津國東生郡にも。難波坐生國魂神社二座。並名神大。月次。相嘗。新嘗。とあり。釈紀また或本どもに生國咲國魂神社とあれど。下に引く御紀。また名神祭式にも。難波坐生國魂神社二座とあるを。釈紀或本どもは取らず。但し生國魂咲國魂をも。舊く称申せる古事こそ有り々然。清和天皇紀に。貞觀元年正月。奉授難波生國魂神從四

十

位下とあり。孝徳天皇紀の本注に。斮生国魂社樹とあるも此御社なり。四時祭式また臨時祭式祈雨神祭の條にも。難波大社と出たり。今も御社難波に在て。生玉社とよみ申せり。神名式考證に。生玉社記云。明應年中本願寺僧來此処。而創寺院。以神地接境内矣。依斯神悪不潔罰彼僧也。于時懐神殿造替之宿禱而令神主藤原吉勝告願辞也。數日後起寐床。遂迁替神殿。其後信長兵燹之日。殿閣悉為灰燼。絶以神璽迁別処。慶長年中。秀吉築城郭之序。迁今神地云々と云へり。摂津志に。天正中豊太閤加其祭田とあり。

爾神伊邪那岐。伊邪那美命。妹妹二柱嫁繼而。生竟国㞢八十国㞢八十島。生給八百万㞢神。亦悉生給万物。然後。伊邪那岐命詔曰。吾所生㞢国。唯朝霧而薫満哉詔㞢而。於吹撥㞢御氣。成坐神㞢名。志那都比古神。

次志那都比賣神。亦云志那都比斗辨神。者風神也。亦名謂天之御柱命。国之御柱命。此者坐龍田立野神也。故亦謂龍田比古龍田比女神。

神伊邪那岐。伊邪那美命と云ゝ迄。八十嶋と云までは。鎮火祭祝詞に依て記るなり。委くは古史徴に云るを見べし。さて此二柱神に。神とぞ申て稱せ給ことを此より外に見えざるなど。れし。餘神たちには。神皇産靈神をはじめ。神直毘神。神速須佐之男命。神吾田都比賣。神大市比賣など猶有り。此は祝詞なれば。殊に稱へてかく稱せるなるべし。さて伊邪那岐命の。命てふ言を略きて。伊邪那岐伊邪那美命をも連けて。申せる文例を按るに。並坐に神に多く如此状に云り。其は高皇産靈神。神皇産靈神。神魯企神魯美命。大名牟遲。少毘古那神など云るたぐひ。大凡文に何やを爲去處にかく有れば。此も祝詞なる故に。如此は申せ給なる

べし。◯妹。妹。此を次第の順に正しく云はゞ。妹妹と云べきに。如此の事さはに云ふこと。言状の一。此格にて。女男。尾首。西東など云が如し。常の言にも。尻首。後前など多く有なり。はた漢語にも。草木。禽獣など云るもあれど同格なり。さて妹字は。字書に見當らず。そもそも勢と云ずは。古書に多く兄字を書ては。此は凡ては夫婦兄弟の間にみならず。女を妹と云如く女を妹と云ふ例は。第四段の傳に委く云へり。凡て男を尊び親みてよぶ稱なるを。其に正しく當れる字のなき故に。姑く兄弟の間に勢に就て當さるものなれば。夫を云ふに。兄字を書むことはいかゞと思ひて。漢字にも。親族のことに用ふ字は。女に从するが多かれば。御国にて製れる字なるべし。

し。な布勢てふ言は。第十八段。那勢命の下に。師説を委く注せり。◯嫁繼は。斗都伎と訓べし。其は師説に。嫁を斗都伎と訓むは所に就なるべし。も言れたる如くにて。斗は美斗久美度などの斗にて。處此意なり。此等のことは。既に第六段此傳に注せり。さて都久とは。それ久美處に就て。夫婦の睦を爲しゝなり。然れば伎を濁りて斗都岐と訓は非ならむ。まさ此に就て按に。繼次などの字を。今は都岐と濁りていへども。古くは都伎と清て云ることゝ所思さり。其は次を須伎とも云ひて。然は思はるゝなり。さて繼次を都岐と云ふは。付と同言なるべく思はる。其は繼は彼と此を付く意あり。次は彼に此の付く意あればなり。◯生竟国之八十国嶋之八十嶋は。二柱神の生給へるは。上件大八嶋国と。六嶋とにみれるに。此ばかく有るは。一度ぞ如何とも思はるまでぞ猶々

く思ふに。彼処々之小嶋者。皆潮沫之凝成矣と有て。実に産給へるには非ねど。此も即産霊の御霊に因りて成生出さることは論無れど。其を生給へりと云はむも。違へるには非ざれど。取総て大らかに云へばなり。殊に此は上にも云へる如く祝詞なれば。国土生成坐る御功徳を善美く称へさる。上代の文辞なるをや。〔祝詞は凡て。かくる状ぞ。言を太じく云ふものなる故ぞ。称辞竟とは云なり。〕○八百万神とは。限りなく多くの神々を。取去ばいふ古言なることぞ。今更云はでもならず。但し此に如此云へることは論あり。其はまづ伊邪那美命の。豫母都国に往坐せりし前に。二柱神の生坐る神々は。古書どもを熟考ふるに。風神を生坐るが始にて。火神。金神。水神。土神のみ有りて。風神より前に生坐る神は。一柱だになきことなるぞ。〔その由は。次段に云ふを見て知べし。〕此にかく云るは。伝へ誤ならむかと思へど。此本書なる鎮火祭祝詞は。天神の大御口づから伝給へる祝詞言の中に。もとも正き伝説にて。少も紛れなしにしは無れど。此も決めて深き由あることならむと。猶つらつら考ふるに。此は青人草の始めの祖神を。生給へる伝へになむ有なる。〔されど此なる八百万神は。称よるは同じかれど。下に八百万神と云るとは異なり。思ひはかるべからず。〕其はまづ青人草に二柱神の御世より。既く有しことの証は。男神の桃に勅

給へる御言の中に。青人草のことを見えざるを始にて。豫母
都平坂段の女神の御言に。汝国之人草を宣ひ。須佐之男
命の哭泣のところに。人草多被夭折矣とも見えざれ。此外
にも有て。かくの如く青人草の多かりしを。此始
をいかにと。尋ねでは得有まじきものなり。然れば御
祖二柱神の大御世よりぞ既に人草の有しことと炳焉を古
事記書紀などに。それの始を云へる傳の見ざれば。なまさ
かに漏さるなれ。然るを世々に學問せし人たちの。此を
しも驚かしれかざりしは。疎なりけり。
けて人草の始ならむには。八百万神とは云はじ如
くなれど。神代の人は。人といはずも。猶その量くに。神な
る事をもちて。神なりしかば。大らかに加微とは語り傳

ありしなべし。其は神をも。従者。御食人などぞ云ときは。比
登と云は更にも云ねば。石屋戸段に。太御
神の御言に。此頃人雖多請と詔ひ。海宮段に。井有人影と。
火遠理命のことを申し。崇神天皇巻に。大物主神を。貴人
と云へることも有るなどを思ふべし。但し加微とはいはずぞ
なぞ有るを。今は一ッ二ッ挙さるなれ。
も。風火金水土の神等は申にも更なれ。ばさ豫美国段に
生坐る神等は。さ御禊の度に生坐る神等の。勝れて神な
る神等に比ては德高くなれく。其趣も自然に劣りけむ
故なり。なぞては比登てふ稱を負しなるむ。神と云ども。みな人なり。人
の中にも殊に勝れて上さる人を神といふ。猶次に云を見よ。然れば人草てふ稱も神の
少かに對へ。多かるを云る言なるべく所思さる。
なほ比登てふ言の意。また人草と云ことも。凡ては第
二十段。宇都志伎青人草の下に。委く云を見るべし。

もはら神なる神等も。人草も共に。二柱神の生坐るれる
に。人は威力の甚く神に劣れる故こそいへれと云に。某神
某神と申せ給ふ神たちを。生坐給ふ事實をおもらく考るに。
殊なる由何にて深く所念し入て坐給ふ事は有て其方に
御心を凝し坐ると如此に生坐る故に。其生れ坐給ふ神等は
おきも其方に。神なる給ふ御業の勝れませる事と所思るを。
此の事なを次くに。委く云を見て思ひ辨ふべし。青人草を生給ふには。志の御心
を凝し給ふことなく。唯多に生給く思欲して。生坐るむ
故に。神なる事は。古とおく劣きる古と所思さで。然れ
ど。其が中にも。威力の大なる小き。まさ思慮の勝り劣りなど有れ
有るむは云毎更なり。また今は凡人にも。さる差別の有
に准へて思ひやるべし。けてかく固よりて人と神との差別は自然に
有て。神は尊く人は卑き物と爲さる故に。上代の教語に。
我が御世の事。能こそ神習へ。青人草ならは然や。と云語
も有しけらむ。此事は。垂仁天皇巻に挙さり。彼処に彼此委く注べし。最も尊き語なるかも。
思ひ合せて。神を人とも云ひ。人をも神と云へれども。實は
其所生に差別の有るむ謂を曉りてよ。此事よくせずは心得難かるべし。
○是に就て凡人は上を思ふに。誰も善子を生まく欲く思
はむは。同じ心なるべけれど。其父母と何らむ者の常に
君親には。忠孝に仕むむ事を思ひ。学問の道は更なり。万
の業にも。功しかれむ事を。深く思ひ凝しさらむには。其
生るゝ子。必其親の氣質を受べき理りなりて。世の中は有
様を見るに。多くこれに符へり。但し此は。善きに付て云
なれど。悪き方に思ひ凝せるも又然りて。彼楠正成ぬしの
最期の一念に依りて。善悪の生を引くといへれしも。唯

それ期に臨みて、念ふのみにて非ず、常に思ふことの、其期に至りて、まれ〳〵堅きを云るなり、然れども挂はくも、畏けれど、皇産霊大神は、伊邪那岐、伊邪那美二柱大神に、此の漂在る国を修固成せと詔ひて、天瓊戈を賜へるに、二柱大神、その御心を御心として、思し召し凝し給ひ〳〵、功しみ成給へるに依りて、天照大御神、須佐之男大神の御上は申すも更なり、其下つ世に太じき功徳を為給ふ神々をも生成給へる御事跡を畏み〳〵も想像り奉りて、まさ畏み〳〵も、其御所業に、神習ひ奉りて、下が下なる身なりとも、其量々に、其為べき道に、功しからむ子を求めむと仕へ奉るぞ、人の眞の道には有りき、又志ら神習ふぞ、即神の御恩々の、千々の一つも、報い奉る理ならむかし、此は別に記せる物あれば、此に委くは云はず、けて此に生給八百万之神と同

為れ。人草を生給ふ事と考へ定めて。立返りて二柱神に。天神の。修固成是漂在国を言依し給へることを。深く考ふるに。彼大詔命は旨は。彼むらく漂蕩へる一物を。

瓊戈もて掻鳴して。先国土産べき基を成給ふこそ始めて。国土を産み。青人草を産むことまでかけて詔へるにて。其が中にも。人草を生給はむことをを依給ふぞ。主とあるは大御心には有ける。其は国土生固給はむことを依し給へるを思ふに、青人草を住せ給はむをの御心ならば、何の要とかせむ、いとも徒なることに非ずや、故二柱神の。それ大御心を御心と為て。国土産給ひて後に。いと速く。青人草を生坐るなれば。さ此後の事實をも考るに。伊邪那岐大神。天照大御神の御言は上に。左に右に。青人草を愛み給へる御心は如ぞを。想像り奉るべき御事ども多かるぞ。それ伊邪那岐命の、桃に勅へる御言に、青人草之、落苦瀬而將惚苦時、可助也と詔へるを始め、豫母都平坂段の二

柱神の御あらそひ言にも、人草を殺さむ産むの御言見え、また須佐之男命の哭泣のところに、汝治此国則多所残傷と詔へるも、人草は残傷れむことをなげかしさる御言なること、其処に云ふが如く、また天照大御神は穀物の種の生出さるを悦び坐して、此物者、則顕見蒼生可食而活之也と詔へる御言などを、よく思ふべし。其が中にも、皇美麻命御天降の度に、可治葦原中国と詔へる御言を想ひ奉るべし。此はなどに国とは詔へまさず、葦原中国なる人草を治めよとぞ。詔へるに等しき御命なること。此も其処に云ふが如くなれるかや。第百六段に委く云ふべし。かく心定おきて、神代の事實を見もて行くに、今此に風神を生給ふを始め、次々の神は生坐る事状の、左にも右にもき。また各々某々に神徳を持分なさる事状、また皇美麻命を天降し給へるは、云ふも更にて、御天降の後に、天忍雲根命を、水取みになゞび天へ奉上なさへるはで、都て青人草哉うつくしみ給ふ。皇祖大神の御心なること。次々に考へ注ぐ如くなるを、慎みてよく思ふべし。熟察ふべし。此事なべて、神代の御典を讀奉る者の、は於最初に、熟く心得居るべき、第一義なる故に、は於此にかくは諭し置にれね。此旨を思ひて、神典を讀まむ人は、徒に字を數ふる人とこそ云ふべけれ。或人問へらく、御国の人草の初は、此に、八百万之神を生給へりとあるが始めて、其裔の漸々にふえひろまるなると云は、上に云へる言どもを以て知るべし。外国々の人草は始めて如何して成きる事ぞ。大名年遅、少毘古名神は渡り坐るよしも聞えざれば、其御末なるか、もしは外国々の人草の始め

母伊邪那岐。伊邪那美命の生給へるなるか。いかゞ。答ふ。外国々の人の始は。御国の古へに其傳へ無れば。其はじめは。いかにして生れむと云こと。知べき由なし。然れども其国々の人どもの。皇国の人に比べては。形貌も異に。こよなく卑陋く見ゆるに就て思ふに。まつ漢国の古傳に。人の始めは。女媧氏と云へるが。黄土を摶めて作り始め。また泥中に縄絙を引て。其を以て人と為せるが。貴人は。其黄土の化れるなり。賤者は。其絙もて為れる人なりと云ひ。其西の極なる国にても。人の始は。天神の魂を摶めて為れるなども語傳ふれど。信に外国々の人草の初は。かゝる事にて成らむも知べからず。さて其天神と云は。即伊邪那岐。伊邪那美命などの御事を申し。女媧氏と云傳ふるも。やがて彼国に渡坐る皇国の神なるを。かゝる名に云傳へたるにも有べし。然もあらば其神々の御齋も必有べき理なり。假令塊を摶めて為れるにも有れ。泥に絙を引て生さるにも何れ。皇産霊大神の御霊に因て成れることは論なし。また印度の国初には。大梵天王と云が天降りて。世間を造立し。人種万物をも化生したる由云傳ふるも。必我が古傳の訛りならむと思はるゝれり。是らの事等は。殊によく考へ明すべき事なるを。既に思ひ寄

れる事もなきには非ねど。容易からぬ業なれば。古史の神代の傳の草稿を書畢たらむ後に。委く考へ著さむとす。○悉生給万物は。悉は許登許登邇と訓べし。此は鳥獣蟲魚。すべて活とし活る物は更にも云はず。世に有と有る物の始祖を生給へるを云ふ。師説に。万物の神を生給へるならむと云れつれど然らば。其は前後に云へる説をも。考へ合せて辨ふべし。上にも云如く。八百万之神と有るは。有ゆる青人草の始の祖を云ひ。此に万物とあるは。其青人草に對へて。其他の万物を云へるなり。○唯朝霧而薫満哉は。朝は佐と訓べし。朝字をしも書るは。霧は多く朝に立つ物なれば。其意を以て書るなるべけれど。字のまゝに。阿佐と訓むは非なり。序なれどいふ。朝はもとサにて。阿

は加はれさる言には非ざるか。然もあらず。其佐は。早を佐といふと同言にぞ有べき。佐霧とは。師説に。佐は眞と同意の言なり。佐牡鹿を眞男鹿とも云へるにて知べし。はた佐夜中は眞夜中。佐衣は眞衣をいふに同じ。此餘も。佐其と云こと多し。皆同じ。はた地名に。佐檜前など云は。眞熊野など云と通ひて聞ゆるを。それ眞熊野を御熊野とも云て。眞も御も通ふ故に。大祓詞に。朝之御霧夕之御霧とあるを以て狭霧は眞霧なることを知べしと有り。薫満とは。霧の立たる棚引さまを云ふ。俗に迦須美の立たる。また云ふ。さ母夜は降さるなど是なり。即ちて迦遠理と云ふ言。今は香にのみ云へど。烟にまれ。香にまれ。霧にまれ棚引ひろごれる物を云言なり。

冠辭考に。万葉に。朝霞鹿火屋之下に云く。これ冠辭は。朝霞の加乎留といふ語なるを略きて。かの一言にいひかけし成べしと云はれ。此の朝霧而薫満之哉。とあるも同じ。はた万葉に。鹽氣能味香乎禮留國爾とも云ひ。古へは雲霞烟霧などの曇るを。加乎留と云おれぞ也。今昔物語に要ら。烟の薫り合さる中にもあり。かきまなきて云くと書おり。を云ふ。神樂歌に。伊勢之末乃也。安末乃止女良可。太久保乃計。於介於介。多久保乃計。以曽良加佐支仁。加保利安不。於介於介。など見ゆ。古の加保利は。乎と保と假字は違へども同語と思ゆ。其は上の。塩許袁呂許袁呂に搔鳴し。とある許袁呂は。水と同言なれぞ也。押て知べし。さて此に薫ノ字をしも書るは。加袁理て。ふ言のかく弘くて。正しく此言に當べき字のなき故に。姑く香の方

に就て此字を當さるならむ。さて此時は。国土は産成し給ひて。未いくほどもならざる世なれば晴ることなく。唯狭霧のみ立くもれりしなり。◯吹撥せる御氣は。氣は伊夫伎と訓べし。万葉二ノ巻に。神風に伊吹惑ハしと詠み。近江ノ国に伊夫伎神社と云も有りて。国土に霧の立こめくもれるを。吹撥はむを。所念し凝らさるゝ御靈にてありて。其御氣に神の生坐るなり。さて此吹撥ひ坐る御氣は。やがて風の始にて。此り以前に風は有こと無し。其風に因て生出坐し。即其を掌さまふ神なる故に。風神とは申すなり。◯志那都比古ノ神志那戸辨ノ神。名義志那は。書紀纂疏に。息長と云むが如しと有り。此

意なり。長を那と云る例は。式なる伊豆ノ国加茂ノ郡。伊波乃比咩ノ命は。磐長比賣ノ命に坐すを。文徳天皇紀に。石奈比咩ノ命とあり。其は此ノ二柱ノ神は。伊邪那岐ノ命の。薫ノ満る雲霧を。撥たまふと爲ては。御息を長く吹たまふ如く。其ノ御氣より生給へる故に。息長とハ中にあるべし。風をシとも。チとも云ふ。縣居翁ノ説に。万葉の歌に。志長鳥と云るは。鸊鷉のことにて。息長鳥とも云むが如し。はた二十ノ巻に。尓本杼里乃於吉奈我河波と連け詠るを以て知べし。今云。於吉奈我河波は。息長川にて。近江ノ国坂田ノ郡なり。此鳥水底に入て浮出ては長く息つく故に然云ひけしならむ。と言れしは然言なり。さて此ノ二神の御名の都は。例の之に通ふ助辭なり。女神の御名の斗辨といふ斗

は。しも之に通ふ斗にて助辭なる如く辨は大斗の辨神此辨と同く賣に通ふ辨なり。然れば此御名は。息長之女神と云むが如し。斗辨を引連々て。女の称名なりと云れし師説は信がたし。其由は。伊斯許理度賣命の下に云べし。扨て師説に。科戸之風とは。此神の御名とせり云て。凡て此風のこゑなりと有り。西北の風を云とは。後世此ことなり。○天之御柱命。國之御柱命。名義は。男神を天之と云ひ。女神を國之と云て。美稱さるなり。天といひ國と云て。女男神を別ちさるこゑは。即風神祭詞に。我名者。天之御柱命。國之御柱命と有て。末文に。奉宇豆乃幣帛者。比古神尓云々。比賣神尓云々と有にて知べし。扨て御柱とは。懸居翁言に。即風のこゑなりと言れしを。師も信に然るべきなれど。天と地と此間を支持もの

は。風なればそれなりと云れたるは然言なり。其は柱の波志は。間橋それぞれ同義なるをも思ひ合せば。さ天稚日子段に。下照比賣之哭聲與風響而達于天矣。と有を始め。速飄神の事など我思ふにも。是を以て漢籍にも。風者天地之使也。など云へる語ども多く見えたり。風は天地の間を通ひ持ちたる物なる故に。負せ奉れる御名なるこゑを炳焉し。今現に。東風の吹とき。東方の物音香なども聞え。南風の吹ときは。南方の事此。とく響くをもても。風は。天地の使なる理を悟るべし。かくて又按ふに。總て神を祈奉るに。遙拜とて。遠き境に坐る神に。祈言を申るは。其言此其神に達えて詳あることをも。皆此神此御徳に因ることなり。まさ我が言の。彼が耳にきこえ。彼が言の。我が耳に聞ゆるなども。みな同じ理なりと知るべし。

然れど此を熟思ひて。神を祈るにも。必其以前にまづ此神に其事を願申して後に。其神を祈申べき理りなるぞ。

けて風は。伊邪那岐大神の御息より起れるに就て思ふに。凡人の氣息も卽風にて。音聲を爲し。語言を爲にも。皆此神の御靈を蒙り奉れる事なるは云も更にて。此氣息を身に持て世間を生と云ふは。息と同言にて。命と云も。息内といふ言なるべく。死ぬも息去なるべし。死るとぞを。息絶と云ふにても。此意の言と聞えたり。風をも息を志と云ことは既に上にいへり。然れば息長帶比賣命を始奉り。息長水依比賣。息長日子王。息長田別王。息長眞若中ツ比賣。息長眞手王。息長宿祢など云名見え。また姓にも。息長君などあり。息長てふことを號爲けり。老翁をオキナと云も。息長の義なるべし。皆命長かれと。祝るにこそ有けれ。此を思へば。壽

命を長くと祈るべき神ぞ。此大神にこそ坐ましけれ。(三)龍田立野神名式に。大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座。並名神大。月次新嘗。龍田比古龍田比賣神社二座とあり。此神の此処に鎭坐まし由は。崇神天皇卷に見えたる。其処に委く云ふべし。縣居大人說に。此社は。龍田山の西北麓なり。立野と云所に坐す。今も此処を立野村と云り。其立野の杜の。瑞垣の内に。東に向て大なる社二殿あり。これ比古神比賣神なり。それ大社の東に小社あり。是は後に齋るにて知らるべし。さて今法隆寺の所にうろしき社二殿あり。此を龍田の本宮ぞと云ひなれど。例のいつはりなり。こゝは立野の御旅所なること。今もしかり。また此社のうちに窟のあるは。古へ陵墓の地なる事しるし。然るを此処をのみ拜みて。立野のもりを知らで過ける人あり。立野は。それ法隆寺より南のかたへ。今の道二十町ばかりあり。木深くて物ふりたる社なり。必行て拜むべし。○今云式社考

に。以上四座同宮地。今法隆寺にて天御柱国。御柱神社と。坤。別称龍田者離宮也とあり。龍田比古。龍田比賣神社とを。別に擧られ。今も別社に齋奉るは。和魂荒魂のよしなり。まさ一神も。二名負へるは。其功に依て。別に齋ふ類なるか。万葉歌に。龍田彦。勤此花を風に落るなとて。次歌に。風な吹そと打越て。名に負る社に風祭り爲な。とあれど残合せて知べきなり。但し上に挙さる哥は。龍田彦と云るむ。哥なれど。一神を云のみ。後世の哥に。龍田姫と申すと云ことを。此は祝詞考に記されさるにも即これなり。をくく抄出さるなり。委くは本書に就て見べし。さて天武天皇紀。白鳳四年四月癸未。遣小紫美野王。小錦下佐伯連廣足。祠風神于龍田立野とあり。是より始めて。次なる持統天皇御世までは。大かた毎年此

四月七月に。廣瀬社と共に祭り給へるよし。御紀に見えたり。然るに此前後の御代々に。此事の見えざるは。何なることにか。此後は。稱德天皇紀。神護景雲三年七月。遣使奉幣於五畿内風伯と云事あり。龍田社とも。風神とも称して。風伯とも記し給へるは。此頃は。漢学の専ら行はれさる御世なれば。此後にも時々みゆ。桓武天皇紀延暦十八年六月戊子勅。祭祀之事在德與敬。心不致敬。神寧享之。廣瀬龍田祭所以鎮弭風災禱祈年穀也。而大和国司觸事怠慢。都無肅敬。差遣史生祇承。朝代祀無報應。職此之由。自今以後守介一人齋戒祇承。若有事故。聽遣判官と見ゆ。信に宜なる大御言なりけり。嵯峨天皇紀。弘仁十三年八月。奉授龍田神從五位下と見え。文德天皇紀。嘉

祥三年七月。龍田天御柱命神国御柱命神並加従五位上。また仁壽二年六月。大和国天御柱命神国御柱命神並加従四位下。また同年十月並加従三位と見えば、また清和天皇紀貞觀元年正月。奉授正三位と有り。また陽成天皇紀。元慶二年七月。大和国龍田社造立倉一宇。爲納神寳也。などど云ふことも見え給へり。右は引出さる事ども大かさ廣瀬社と同様に成し給へり。

など此神を祭れる社は神名式。伊豆国那賀郡。国御柱命神社。この社と並て稲宮命神社あり。そは今君沢郡土肥村に坐は古社にして、末社多く社辺の稲・六月の初に熟す。故に稲宮と云ふ。今は神明と云と伊豆志に云へり。此社の並坐はこそ、廣瀬龍田と並べて、古へいおもいみじく祭り給へるに由あり。また鄰郡田方郡に廣瀬神社も坐ませり。河内国石川郡に科長

神社。その御社は今山田村と云地に在て、八社大明神と称すとぞ。など有り。また倭姫命世記に。大御神の攝社に。風神志那都比古神。龍田と同神也。なり。神祇本源に此社の神躰を、八咫鏡坐といへり。また神名秘書に之。風神社、謂志那賀都比古神とあり。此神のことと。北畠親房卿の元々集に。舊記を引て。正應六年三月二十日。官符改社號奉授宮號預官幣二宮同前也。依異国降伏之御祈禱也。嘉元正遷宮之時。被増作寶殿と見ゆ。その委き由は度會清在が世記抄に。此神元は風神社と称せるを、後宇多院弘安四年六月。蒙古の賊船十万八千餘艘來りしに、同月二十日。神祇官に行幸ありて此事を祈りたまふに、七月朔日。大風震電して賊船悉く覆没す。故に閏七月二日。公卿勅使を立て此事を賽し給ふ。また其霊験に由て、伏見院正應六年三月二十日の官符に。社号を改めて宮号を授け、官幣に預り給ふ。二宮此風神社同時なり。太平記に。弘安四年七月七日。皇大神宮

祢宜荒木田尚良、豊受大神宮祢宜度會□□等十二人起請連署を捧げて上奏しけるハ、二宮末社風社宝殿鳴動すること良久し。六日暁天に及びて、神殿より赤雲一村立出て天地を耀かし、山川を照す。其光の中より夜叉羅刹の如くなる青色の鬼神顕れ出て、土嚢の結目をとく。火風其口より出て、沙漠を揚げ、大木を吹抜倒す。知ぬ、九州の異狄等此日即可滅と云事。若誠有て奇瑞変に応ぜバ、年来申請る処の宮号、以叡感の儀可被宣下とぞ奏しける。と見えたり。されど神宮の旧記に宮号を請たりと云明証なし。只叡慮より出さるなるべしとも云り。今按ずるに、太平記に青色の鬼神と云ひ、嚢の結目をとくなど云るハ、記者の附会にも有べけれど、凡てを然も有けむと覚えたり。

また此御社を風日祈宮とも申て、毎年の七月朔日より三十日まで、禰宜及日祈内人など年穀を豊に登らむことを祈る祭なり。日祈神事と云も是なり。此祭のこと式に、毎年七月日祈内人為祈平風雨、絹四丈、木綿麻各十五斤五両六分、並神宮司充之とあれば、いと古より有し御祭なるべし。はた世記に、外宮の摂社にも風神（霊形石に坐すと有）。此神のことを神名秘書に、件神者内宮風神同体也。所謂欲令沴風不吹、稼穡滋登、故有此祭。（今云、これまで令の文なり。）旧記云、山谷水変成甘水、浸潤苗稼、得其全稔、故有風神祭。名曰柏流也。豊年則浮流、凶年則沈覆損。四月七月祭之と見ゆ。（此社も宮号の宣下、内宮風宮と同時なりしこと上に記せるが如し。七月四日に風日祈神事行ることも、内宮風宮に同じ。）さて清和天皇紀に、元慶七年十二月、安芸国正六位上風伯神従五位下。また貞観十七年三月、伊予国正六位上風伯神従五位下など見えたるも、此神なるべし。（是を風伯と書）

るは。漢風なること。既に上に云へりき。

〇淡路穂之狭別嶋の下

狭(サ)別(ワケ)の狭は。例の眞(マ)に通ふ佐なり。別(ワケ)は若(ワカ)と同言にて。和(ワ)久(ク)も和(ワ)伎(キ)とも活(ハタラ)き。若(ワカ)を和久と云は。和久産巣日神。和(ワ)久子。まさ和伎と云は。若(ワキ)雷。稚(ワキ)郎子(イラツコ)など。物を美(ホメ)ていふ言なり。次の豊秋津根別。比別も同じ。然れば穂之狭別は。穂之眞(マ)若(ワカ)なるべし。眞若王。品陀眞若王。息長眞若中(ツ)比賣など云ひ。まさ後世に。幸若猿若など云も。皆美(ホメ)さる称なり。かき某若某別と云ふ。みなに男に比み称けり。扱師は何きも。吾(ワ)君(ギ)兄(エ)の意なりと云れさなり。能く考けて定むべし。かくて尸(カバネ)比別も同義なるう。此はいはざ考へ爻。師説の如し。諸国の尸比別は。某之別と云を。国まさ人名比は。唯に某別と云ひて。之をは云ば。但し尸の別も。美る意れる事は同なうるべく聞え。其は同なと尸に君と云も有るを思ふべし。猶古の尸比事は。景行天皇巻に委く云ふを見るべし。

〇門人馬島穀生。北原信質。岩崎長世等いふ。此三代巻を。久く能智神に奉れるは。信濃国伊那郡供野里人。松尾元珍が家刀自。竹村多世。同じ郡の麻績里人。中島範武。佐々木吉雄等なり。

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan